

南関町第4次障がい者(児)プラン
第7期南関町障がい福祉計画
第3期南関町障がい児福祉計画

熊本県 南関町

令和6年3月

はじめに

本町では、平成30年3月に「第3次南関町障がい者（児）プラン」「第5期南関町障がい福祉計画」「第1期南関町障がい児福祉計画」を策定し、「障がいを持つ人も持たない人もともに助け合って暮らせるやさしいまちづくり」を基本理念として、すべての町民が障がいの有無や程度、年齢、性別などに関係なく、人間としての尊厳と人権を尊重され、地域社会の中でともに助けあって暮らせるやさしいまちづくりを目指してきました。令和3年には「第6期南関町障がい福祉計画・第2期南関町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人の生活を支援する様々な施策に取り組んでまいりました。



現在の障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に多様化・複雑化しているとともに、親亡き後を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみでの対応が求められています。

このような状況に対応し、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことができる地域共生社会の構築を進めていくため、新たに「南関町第4次障がい者（児）プラン及び第7期南関町障がい福祉計画・第3期南関町障がい児福祉計画」を策定します。

また、本計画を策定するにあたり貴重なご助言・意見を賜りました南関町地域福祉計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係機関の皆さま、アンケート調査等を通じ多くの貴重なご意見をいただいた町民の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月

南関町長 佐藤 安彦

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の基本的な考え方.....	2
1 計画の策定の背景と趣旨.....	2
2 障害福祉に関する法律・制度等の動向.....	3
3 計画の位置づけ等.....	6
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制.....	9
第2章 統計データ等からみた南関町の状況.....	10
1 人口の状況.....	10
2 障がい者(児)の状況.....	12
3 アンケート調査の結果.....	18
4 事業所アンケート調査の結果.....	28
第3章 計画の基本方針.....	29
1 基本理念.....	29
2 基本目標.....	29
3 計画の体系.....	30
第2部 各論.....	31
基本目標1 障がいへの理解の促進と障がい者(児)を支える人づくり.....	32
1 啓発・広報活動の推進.....	33
2 ボランティア活動等の促進.....	36
基本目標2 とともに育ち学べる保育・教育環境づくり.....	38
1 早期療育と保育・義務教育の充実.....	39
2 高校等での教育の充実.....	42
基本目標3 能力を活かして働ける就労環境づくり.....	43
1 雇用機会・場の確保.....	44
2 就労支援の充実.....	47
基本目標4 自分らしく生活できる環境づくり.....	49
1 在宅福祉サービスの充実.....	50
2 居住系サービスや施設福祉サービスの充実.....	53
3 情報提供・相談支援体制の充実.....	55
4 生活安定施策の充実.....	58

5 権利擁護・虐待防止の推進.....	60
基本目標5 健やかに生活するための保健医療体制づくり	61
1 予防と早期発見、治療の充実.....	62
2 医療サービスの充実	64
基本目標6 生きがいを持って生活できる環境づくり	65
1 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進.....	66
基本目標7 安心して暮らせるまちづくり.....	69
1 公共施設等の整備	70
2 道路や交通・移動手段、住まいの整備.....	72
3 防災・防犯対策の推進	74
第3部 方法論	77
第1章 障がい福祉サービス等の展開	78
1 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績と評価	78
2 計画の成果目標・活動指標.....	86
4 計画の障がい福祉サービスの内容と見込み量.....	95
5 計画の地域生活支援事業の内容と見込み量	100
6 サービスを円滑に実施するための方策	104
第4章 計画推進に向けて	105
1 計画の進行管理.....	105
2 庁内の連携体制	105
3 町民・関係団体等との協働.....	105
4 PDCAサイクルの導入.....	105

***** 「障がい」の表記について *****

本計画では、原則として、「障害」を「障がい」と表記しています。
ただし、法令・条例や制度等の名称、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記しています。

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定の背景と趣旨

我が国では、すべての国民が障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、障がい者（児）の自立・社会参加を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年では、令和3年5月に「障害者差別解消法」の一部改正、令和4年6月に「児童福祉法の一部を改正する法律」の制定、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定が行われ、令和6年4月に施行されます。

また、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障がい者（児）が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するために、①障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保、②共生社会の実現に資する取組の推進、③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、④障害特性等に配慮したきめ細かい支援、⑤障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進、⑥PDCA サイクル^{※1}等を通じた実効性のある取組の推進の各分野に共通する横断的6つの視点で「第5次障害者基本計画」が策定されました。

国ではこのような障がい者（児）に関わる法改正を踏まえ、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定のために基本指針を見直しており、主なポイントとして、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、障がい者等に対する虐待の防止、「地域共生社会」の実現に向けた取組、よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定、障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進、障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化等、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築等を示しています。

本町においてはこれまで、平成30年3月に「南関町第3次障がい者（児）プラン及び第5期障がい福祉計画」を策定し、障がい者（児）に対し一貫した施策の推進を図ってきました。また、令和3年3月には、「第6期南関町障がい福祉計画 第2期南関町障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供に関わる取組みを行ってきました。

今後も、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、より一層障がい者福祉施策を充実させるために、「南関町障がい者（児）プラン」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の見直しを図り、新たに「南関町第4次障がい者（児）プラン 第7期南関町障がい福祉計画 第3期南関町障がい児福祉計画」を策定します。

※1 PDCA サイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返すことで業務を継続的に実施・改善していく手法です。

2 障害福祉に関する法律・制度等の動向

(1) 計画策定に関する動向

障がい者計画	障がい福祉計画
<p>障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的と理念の改正・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権の尊重 ・障がい者・障がいの定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮等 	<p>障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいによる行動障がいのある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し <p>障害者総合支援法の改正（令和 6 年 4 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者等の地域生活の支援体制の充実 ○障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ○データベース（DB）に関する規定の整備
<p>第 5 次障害者基本計画の策定（令和 5 年 3 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○安全・安心な生活環境の整備 ○情報アクセシビリティ^{※2}の向上及び意思疎通支援の充実 ○防災・防犯等の推進 ○行政等における配慮の充実 ○保健・医療の推進 ○自立した生活の支援・意思決定の推進 ○教育の振興 ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○国際社会での協力・連携の推進 	<p>基本指針の改正（令和 5 年 5 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○福祉施設から一般就労への移行等 ○地域における相談支援体制の充実強化 ○障害者等に対する虐待の防止 ○「地域共生社会」の実現に向けた取組 ○障害福祉サービスの質の確保 ○障害福祉人材の確保・定着 ○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害福祉計画の策定 ○障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

障がい児福祉計画
<p>児童福祉法の改正（令和 6 年 4 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化 ・児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化
<p>基本指針の改正（令和 5 年 5 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ○発達障害者等支援の一層の充実 ○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害児福祉計画の策定

※2 情報アクセシビリティ：障がい者や高齢者を含め、誰もが ICT 機器や通信サービスを円滑に利用できるようにするための機能を指します。

(2)その他の障がい福祉に関する動向

法律・政策
<p style="text-align: center;">障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月）</p> <p>○障がい者虐待の防止と虐待の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定</p>
<p style="text-align: center;">障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）</p> <p>○障害者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化 ・国・地方自治体による「合理的配慮^{※3}」の義務化</p>
<p style="text-align: center;">障害者差別解消法の改正（令和 6 年 4 月）</p> <p>○民間事業者による「合理的配慮」の義務化</p>
<p style="text-align: center;">発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月）</p> <p>○社会的障壁の除去など発達障がい者への支援に係る基本理念の新設 ○国・地方自治体の責務の追加（相談体制の整備） ○教育・情報共有・就労・地域生活・権利擁護・司法手続・家族に関する支援の規定 ○発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センターの増設 ○普及啓発に関する規定</p>
<p style="text-align: center;">障害者文化芸術活動推進法の施行（平成 30 年 6 月）</p> <p>○文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進</p>
<p style="text-align: center;">ユニバーサル社会実現推進法の施行（平成 30 年 12 月）</p> <p>○年齢、性別、障がい、文化などの違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現を目指す</p>
<p style="text-align: center;">読書バリアフリー法の施行（令和元年 6 月）</p> <p>○全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す ○視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進</p>
<p style="text-align: center;">農福連携^{※4}等推進ビジョンの策定（令和元年 6 月）</p> <p>○農福連携等の推進に向けて ○農福連携を推進するためのアクション ○農福連携の広がり推進</p>
<p style="text-align: center;">児童福祉法施行令の改正（令和元年 10 月）</p> <p>○就学前障がい児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額の無償化</p>
<p style="text-align: center;">電話リレーサービス法の施行（令和 2 年 12 月）</p> <p>○聴覚障がい者が手話通訳者などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設を整備</p>
<p style="text-align: center;">バリアフリー法の改正（令和 3 年 4 月）</p> <p>○ソフト対策の取組の強化、国民に向けた広報啓発の取組の促進を規定 ○市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項を追加</p>

※ 3 合理的配慮：障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

※ 4 農福連携：障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

法律・政策
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正（令和3年4月）
○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制整備事業の創設）
医療的ケア児^{※5}支援法の施行（令和3年9月）
○「医療的ケア児」を定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年5月）
○障がい者の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定・実施の義務化
障害者雇用促進法の改正（令和5年4月、令和6年4月）
○雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ○精神障害者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長 ○週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例
精神保健福祉法の改正（令和5年4月、令和6年4月）
○精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ・市町村長の同意による医療保護入院 ・入院者訪問支援事業の創設 ・医療機関における虐待防止措置、虐待通報の義務化 ○地域生活の支援体制の充実 ・地域援助事業者の紹介の義務化 ・市町村等の相談支援の対象に精神保健に課題を抱える者を追加
難病法及び児童福祉法の改正（令和5年10月、令和6年4月）
○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始時期の見直し ○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する「登録者証」の発行事業の創設 ○データベース（DB）に関する規定の整備

※5 医療的ケア児：医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要な児童のことをいいます。

3 計画の位置づけ等

(1) 根拠法令

「南関町第4次障がい者（児）プラン」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める基本的な計画です。

「第7期南関町障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

また、市町村は「児童福祉法」第33条の20に基づき、「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本町においては、3つの計画を一体的に策定するものとします。

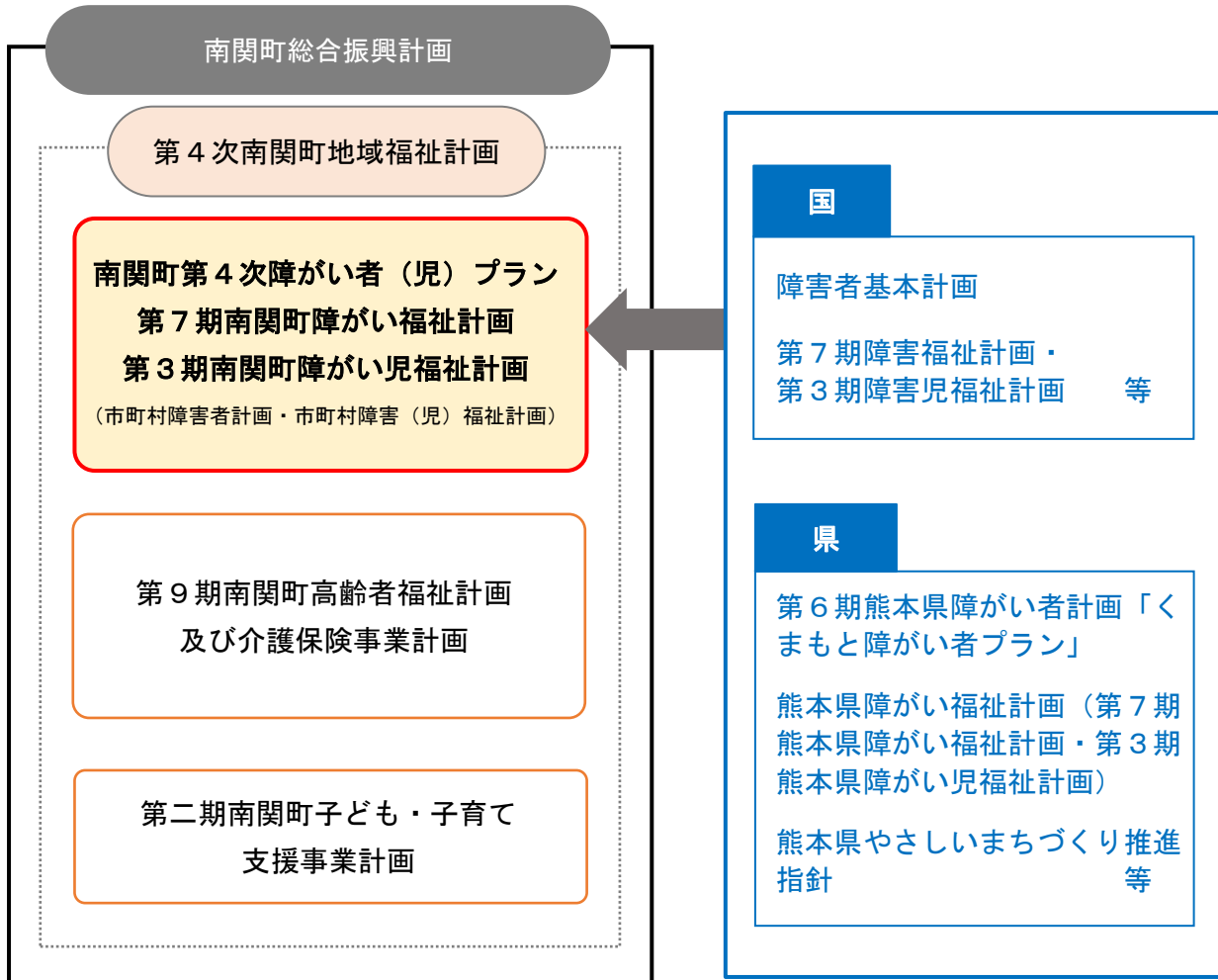
【根拠法令・計画の性格】

	障がい者（児）プラン	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項（平成23年8月5日一部改正）	障害者総合支援法第88条（平成25年4月1日施行）	児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）
計画性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の提供体制を確保するための計画

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「南関町総合振興計画」を上位計画とし、「第4次南関町地域福祉計画」等の関連計画と整合性を図りながら策定します。

【計画の位置づけ】



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。

「障がい（児）福祉計画」に該当する部分については、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、令和6年度から3年間を計画期間とします。

その他、障がいがある方を取り巻く社会情勢の変化や関連法制度の変更等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第3次南関町障がい者（児）プラン (平成30年度～令和5年度)			第4次南関町障がい者（児）プラン (令和6年度～令和11年度)					
第6期南関町障がい福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期南関町障がい福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			第8期南関町障がい福祉計画 (令和9年度～令和11年度)		
第2期南関町障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第3期南関町障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			第4期南関町障がい児福祉計画 (令和9年度～令和11年度)		

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、サービスを利用する障がいがある方等の需要を適切に把握するとともに、障がいがある方等や関係者の意見を反映させるため、次の体制を整備しました。

(1)南関町地域福祉計画等策定委員会の開催

計画策定にあたっては、保健福祉分野の関係機関・団体の代表や学識経験者、行政関係者等 18 名で構成する「南関町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、計画案に対して様々な立場からご意見等を頂きました。

(2)アンケート調査の実施

①手帳所持者アンケート調査

障害者手帳を所持している方を対象としたアンケート調査を実施し、町内の障がい者（児）の意見・要望等を把握しました。

②町民アンケート調査

障害者手帳を所持していない方を対象としたアンケート調査を実施し、障がいへの関心度等を把握しました。

(3)関係団体・事業所の意見把握

関係団体・事業所へアンケート調査を実施し、障がい者（児）を取り巻く現状・課題等を把握しました。

(4)パブリック・コメントの実施

計画書案について、本町のホームページや窓口等において情報公開を行い広く町民の方からの意見を求めました。

第2章 統計データ等からみた南関町の状況

1 人口の状況

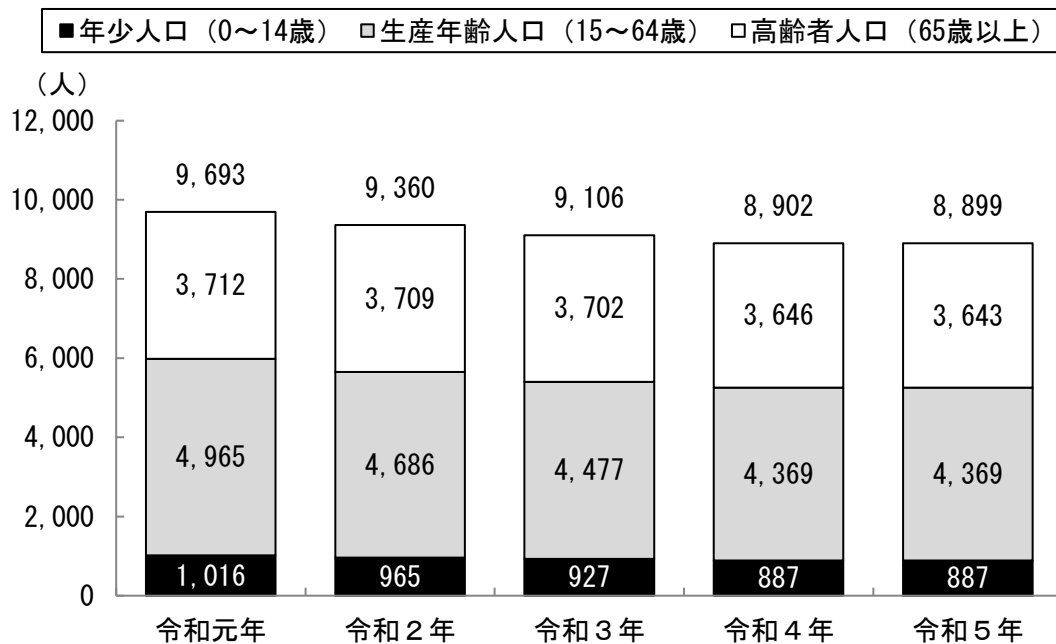
本町の総人口は、令和元年の9,693人から令和5年には8,899人へとこの4年間で794人減少しています。

年齢階層別にみると、「65歳以上（高齢者人口）」が総人口に占める割合は増加傾向で、構成比（高齢化率）は、令和元年の38.3%から令和5年には40.9%へと2.6ポイントの増加となっています。

一方、「0～14歳（年少人口）」の総人口における割合は微減傾向ですが「15～64歳（生産年齢人口）」は、令和元年の51.2%から令和5年には49.1%へと2.1ポイントの減少となっています。

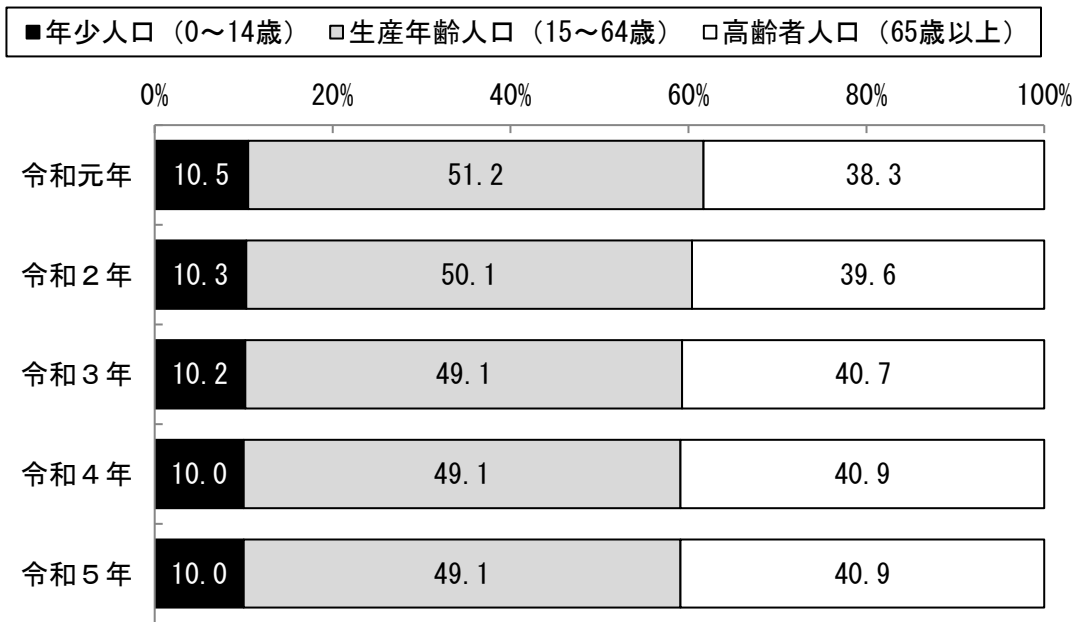
人口は減少していますが、高齢化の進行に伴い今後も障がいがある方の数は増加していくものと見込まれます。

【人口推移】



資料/「住民基本台帳」（R1～4：3月31日、R5：7月1日）

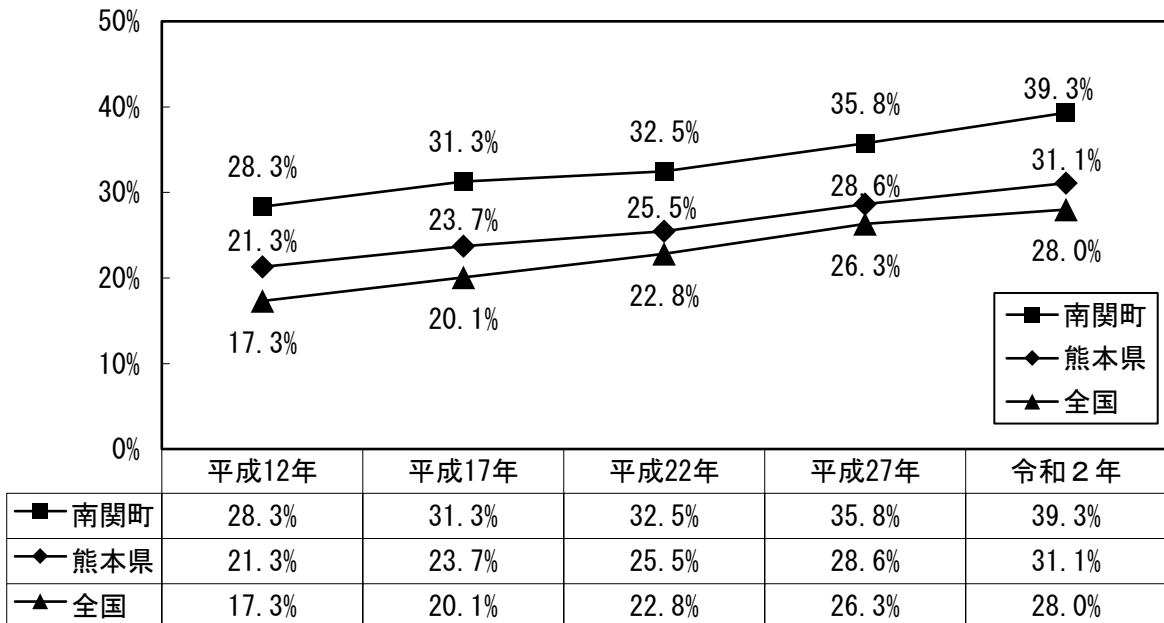
【年齢階層別人口割合の推移】



資料/「住民基本台帳」（R1～4：3月31日、R5：7月1日）

本町の高齢化率を国や熊本県と比べてみると、平成12年以降、国、県よりも高い値で推移しています。令和2年の高齢化率は、本町が39.3%、熊本県が31.1%、国が28.0%となっています。

【高齢化率の推移】



資料/国勢調査（各年10月1日現在）

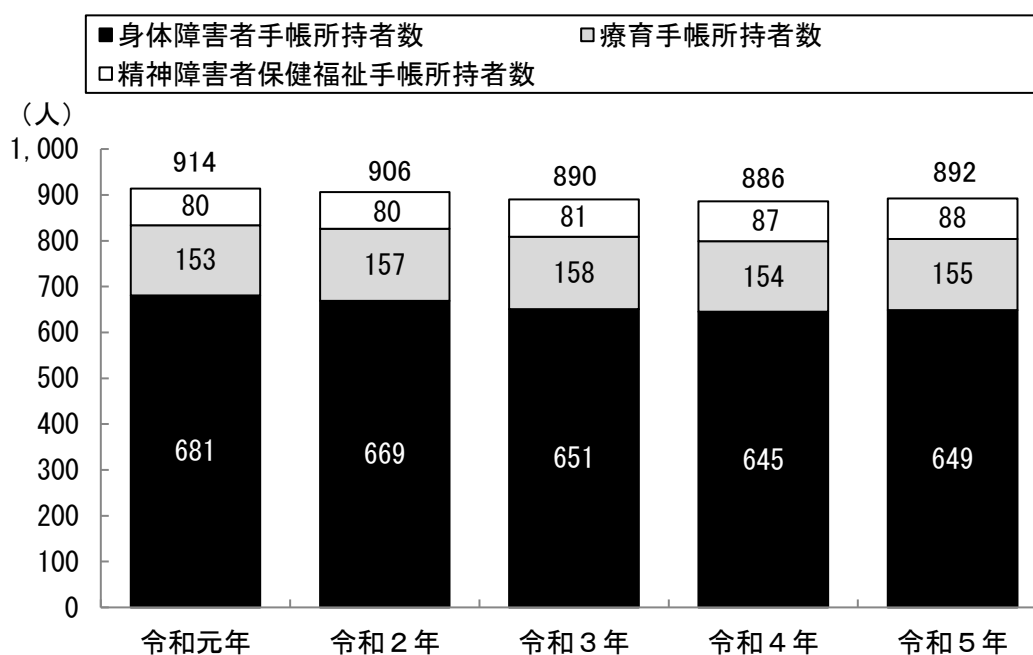
2 障がい者(児)の状況

(1)障害者手帳所持者数

本町の障害者手帳所持者数は、令和元年の914人から令和5年には892人へと、この4年間で22人減少しています。また、令和5年の「身体障害者手帳所持者数」は649人で手帳所持者の7割強を占めています。

手帳所持者率（総人口に占める手帳所持者の割合）は、令和元年の9.4%から令和5年には10.0%へと0.6ポイント増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料/身体障害者手帳所持者数・療育手帳所持者数：福祉課調べ

(R1～4：3月31日、R5：7月1日)

資料/精神障害者保健福祉手帳所持者数：「熊本県 精神障害者保健福祉手帳に係る登録者名簿」

(R1～4：3月31日、R5：5月31日)

【障害者手帳所持者・自立支援医療利用者(精神)の人数及び総人口に占める割合の推移】

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害者手帳所持者	身体障害者手帳所持者数	681人	669人	651人	645人	649人
	総人口に占める割合	7.03%	7.15%	7.15%	7.24%	7.29%
	療育手帳所持者数	153人	157人	158人	154人	155人
	総人口に占める割合	1.58%	1.68%	1.74%	1.73%	1.74%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	80人	80人	81人	87人	88人
	総人口に占める割合	0.83%	0.85%	0.89%	0.98%	0.99%
	計	914人	906人	890人	886人	892人
	総人口に占める割合	9.43%	9.68%	9.77%	9.94%	10.00%
	自立支援医療利用者(精神)	163人	157人	201人	215人	209人
	総人口に占める割合	1.68%	1.68%	2.21%	2.41%	2.35%

資料/身体障害者手帳所持者数・療育手帳所持者数：福祉課調べ

(R1～4：3月31日、R5：7月1日)

資料/精神障害者保健福祉手帳所持者数：「熊本県 精神障害者保健福祉手帳に係る登録者名簿」

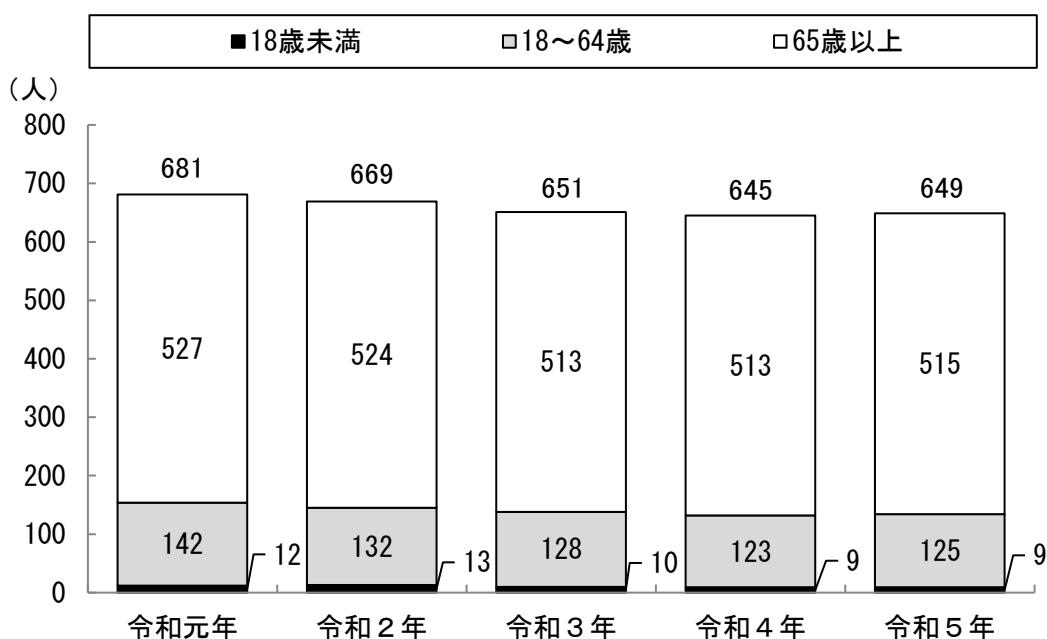
(R1～4：3月31日、R5：5月31日)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年の 681 人から令和5年には 649 人へこの4年間で 32 人減少しています。

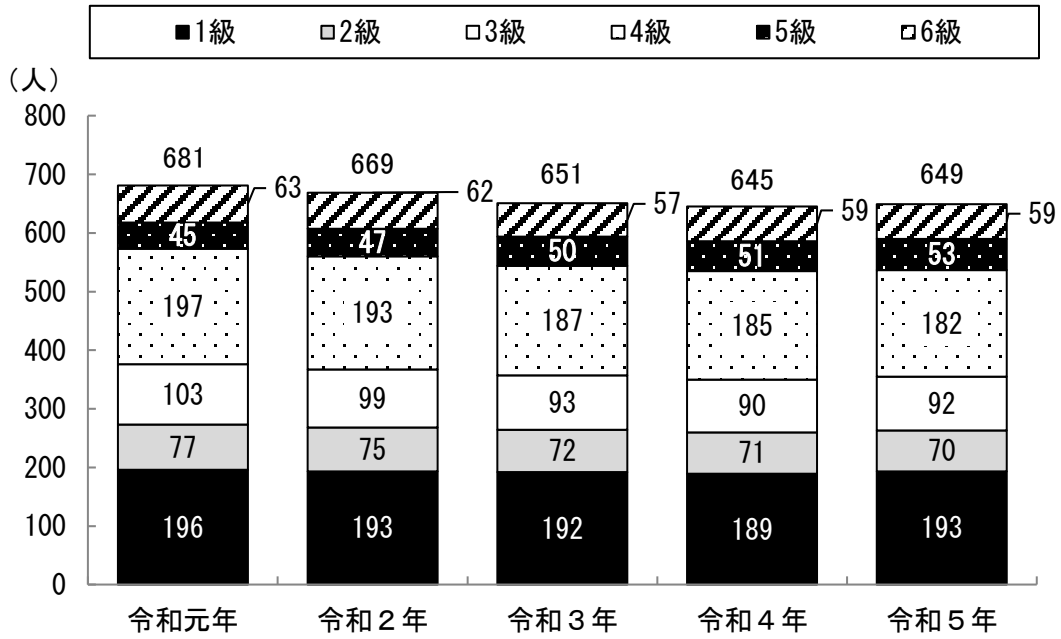
年齢別にみると、「65 歳以上」が約8割を占めています。等級別にみると、「1 級」から「4 級」までの重度・中度の障がいがある方が多くなっています。また、部位別にみると、「肢体不自由」が全体の半数を占めており、次いで「内部障がい」、「聴覚平衡機能障がい」が続いています。

【身体障害者手帳所持者数(年齢別)の推移】



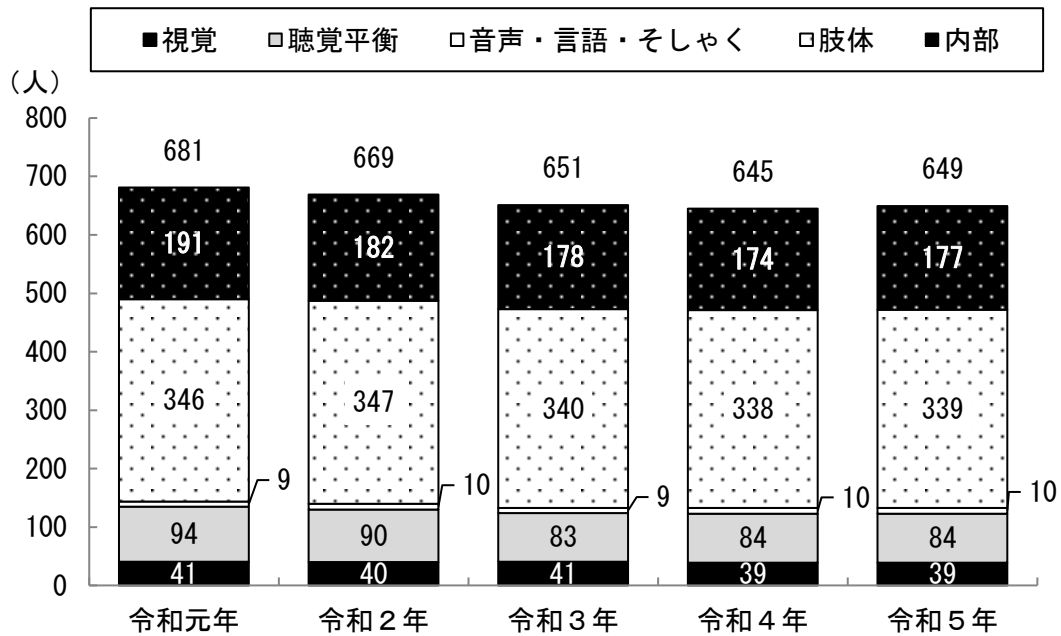
資料/福祉課調べ (R 1~4 : 3月31日、R 5 : 7月1日)

【身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移】



資料/福祉課調べ (R1~4: 3月31日、R5: 7月1日)

【身体障害者手帳所持者数(部別)の推移】



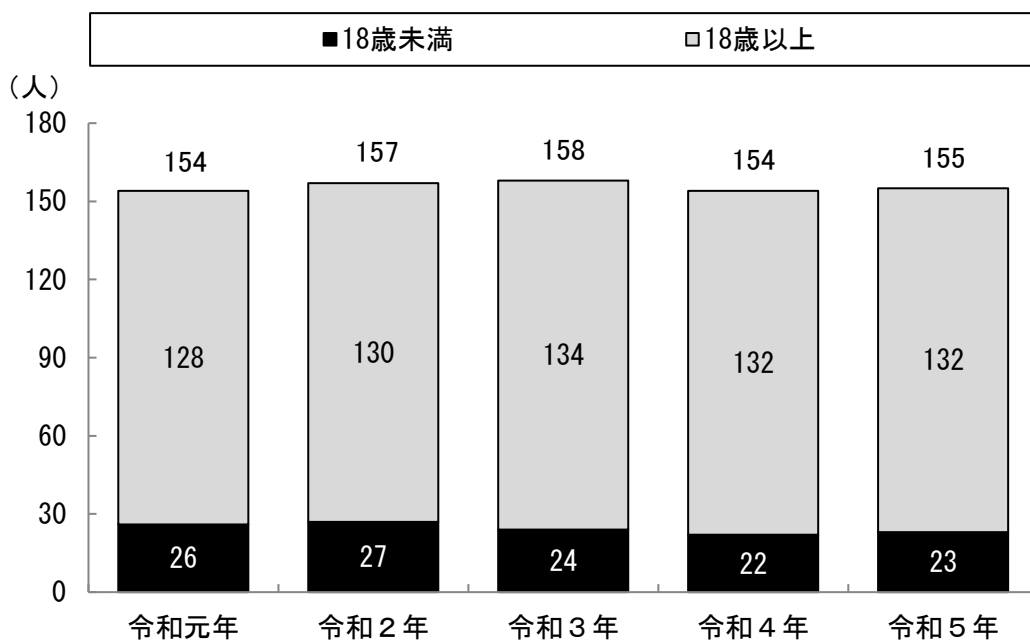
資料/福祉課調べ (R1~4: 3月31日、R5: 7月1日)

(3)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、横ばいで推移しており、令和5年には155人となっています。

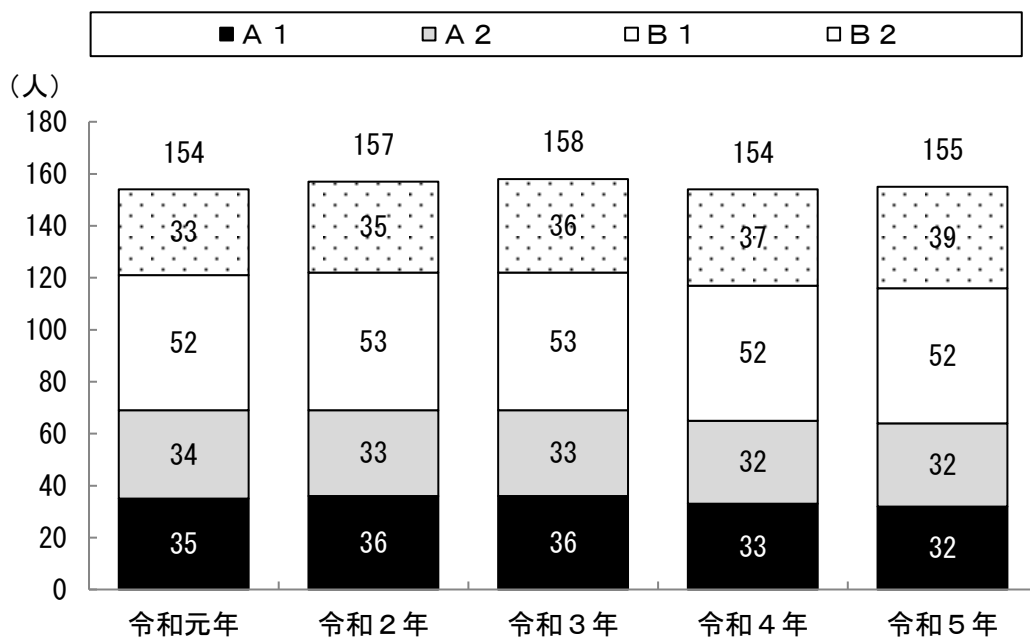
年齢別にみると、「18歳以上」が全体の8割強を占め、令和5年には132人となっています。また、判定別にみると、「B1」の割合が最も多く、全体の約3割を占め、令和5年には52人となっています。

【療育手帳所持者数(年齢別)の推移】



資料/福祉課調べ（R1～4：3月31日、R5：7月1日）

【療育手帳所持者数(判定別)の推移】



資料/福祉課調べ（R1～4：3月31日、R5：7月1日）

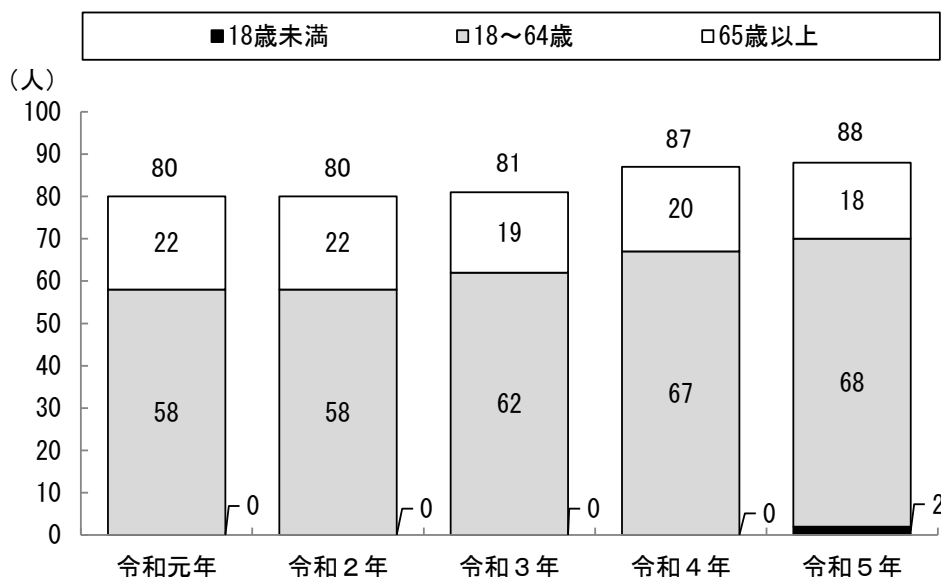
(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年には88人となっています。

年齢別にみると、「18～64歳」が8割弱を占め、令和5年には68人となっています。

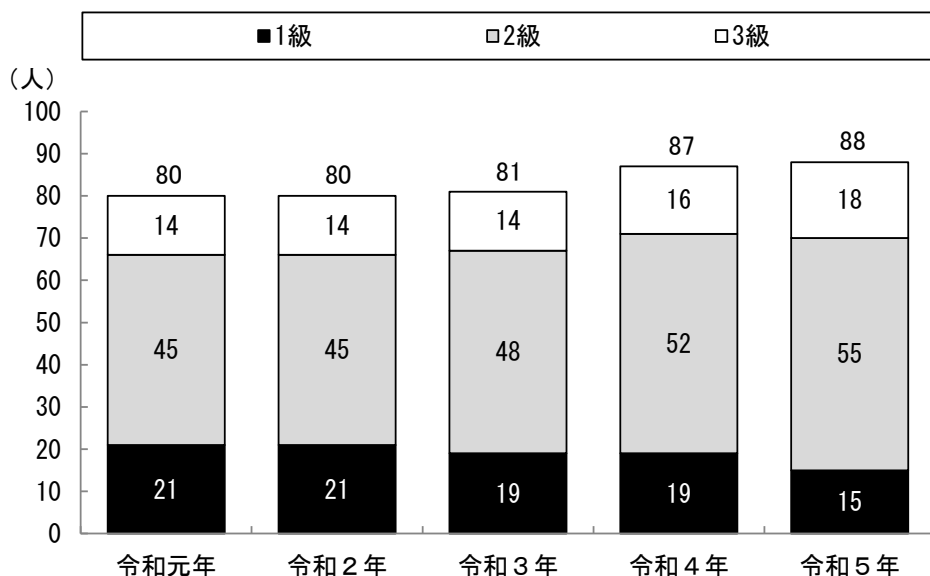
また、等級別にみると、「2級」が最も多く、全体の約6割を占め、令和5年には55人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)の推移】



資料／「熊本県 精神障害者保健福祉手帳に係る登録者名簿」
(R1～4：3月31日、R5：5月31日)

【精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移】



資料／「熊本県 精神障害者保健福祉手帳に係る登録者名簿」
(R1～4：3月31日、R5：5月31日)

3 アンケート調査の結果

計画策定の基礎資料として、手帳所持者アンケート調査では障がい者（児）の生活実態や、福祉サービスの利用状況・利用意向、行政に対する要望等を把握するため、町民アンケート調査では町民の障がいに対する意識等を把握するため、下記の調査を実施しました。

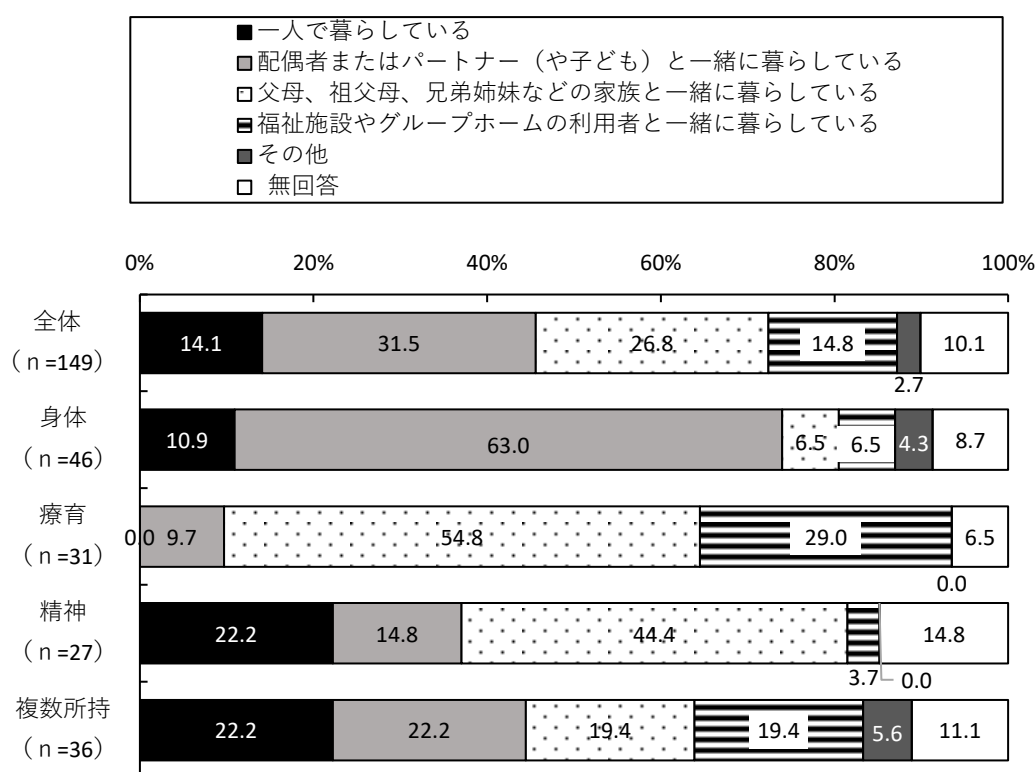
手帳所持者アンケート調査	
調査対象	町在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかもしくは複数所持者
調査方法	郵送調査（郵送配布・郵送回収）及びWEB回答
標本数	300人
有効回収数	149人
有効回収率	49.7%
調査期間	令和5年9月
町民アンケート調査	
調査対象	町在住の18歳以上の男女
調査方法	郵送調査（郵送配布・郵送回収）及びWEB回答
標本数	500人
有効回収数	219人
有効回収率	43.8%
調査期間	令和5年9月
図表の見方	
<p>●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。</p> <p>●複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。</p> <p>●図表中において、「不明」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。</p> <p>●グラフ中の「n数（number of case）」は、それぞれの設問への回答者数を表しています。</p>	

(1)手帳所持者アンケート調査

① 現在の居住形態

現在の居住形態を障がい別にみると、身体障がい者（身体）・重複障がい者（複数所持）で「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている」（身体：63.0%、複数所持：22.2%）、知的障がい者（療育）・精神障がい者（精神）で「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」（療育：54.8%、精神：44.4%）が最も多くなっています。また、重複障がい者（複数所持）では「一人で暮らしている」が「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている」と同率で多くなっています。

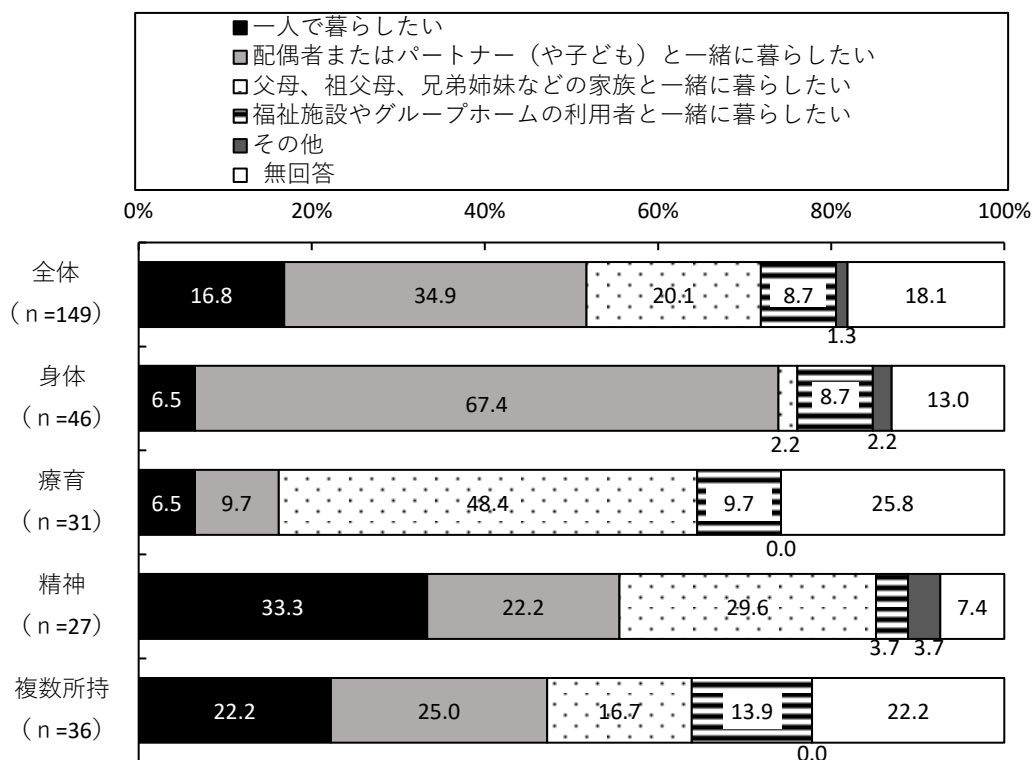
【現在の居住形態】



② 将来の居留意向

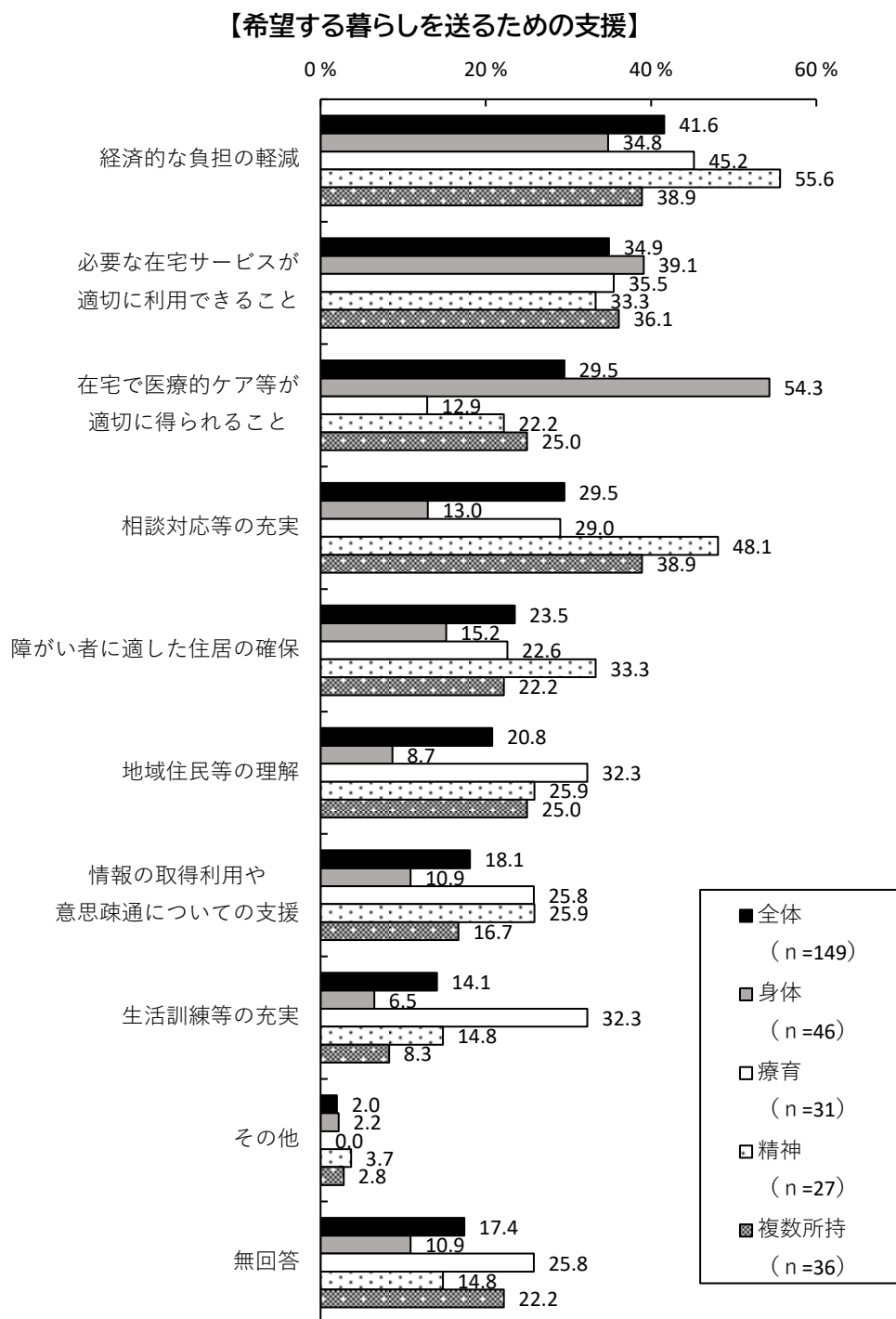
将来の居留意向を障がい別にみると、身体障がい者（身体）・重複障がい者（複数所持）で「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」（身体：67.4%、複数所持：25.0%）、知的障がい者（療育）で「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」（48.4%）、精神障がい者（精神）で「一人で暮らしたい」（33.3%）が最も多くなっています。

【将来の居留意向】



③ 希望する暮らしを送るための支援

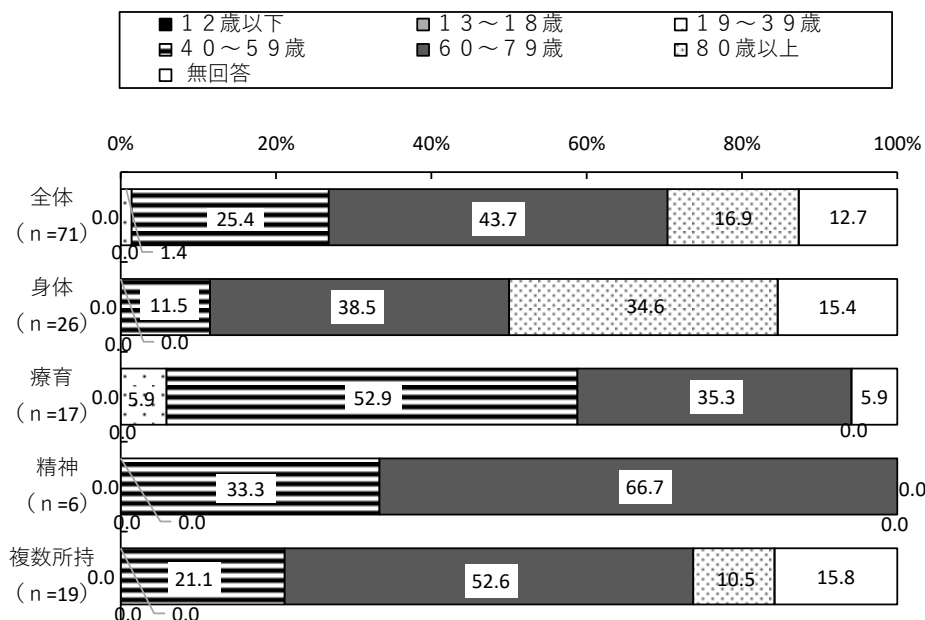
希望する暮らしを送るための支援を障がい別にみると、身体障がい者（身体）では「在宅で医療的ケア等が適切に得られること」（54.3%）、知的障がい者（療育）・精神障がい者（精神）・重複障がい者（複数所持）では「経済的な負担の軽減」（療育：45.2%、精神：55.6%、複数所持：38.9%）が最も多くなっています。また、精神障がい者（精神）・重複障がい者（複数所持）では「相談対応等の充実」（精神：48.1%、複数所持：38.9%）も多くなっています。



④ 介助者について

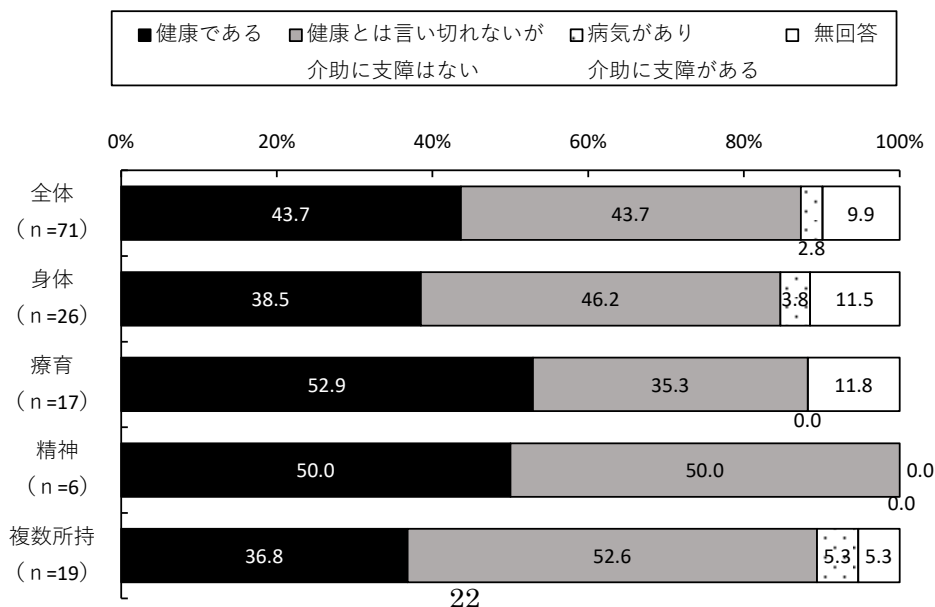
介助者の年齢を障がい別にみると、身体障がい者（身体）・精神障がい者（精神）・重複障がい者（複数所持）では「60～79歳」（身体：38.5%、精神：66.7%、複数所持：52.6%）、知的障がい者（療育）では「40～59歳」（52.9%）が最も多くなっています。

【介助者の年齢】



主な介助者の健康状態を障がい別にみると、身体障がい者（身体）・精神障がい者（精神）・重複障がい者（複数所持）では「健康とは言い切れないが介助に支障はない」（身体：46.2%、精神：50.0%、複数所持：52.6%）、知的障がい者（療育）では「健康である」（52.9%）が最も多く、精神障がい者（精神）では「健康である」が「健康とは言い切れないが介助に支障はない」と同率で多くなっています。

【介助者の健康状態】

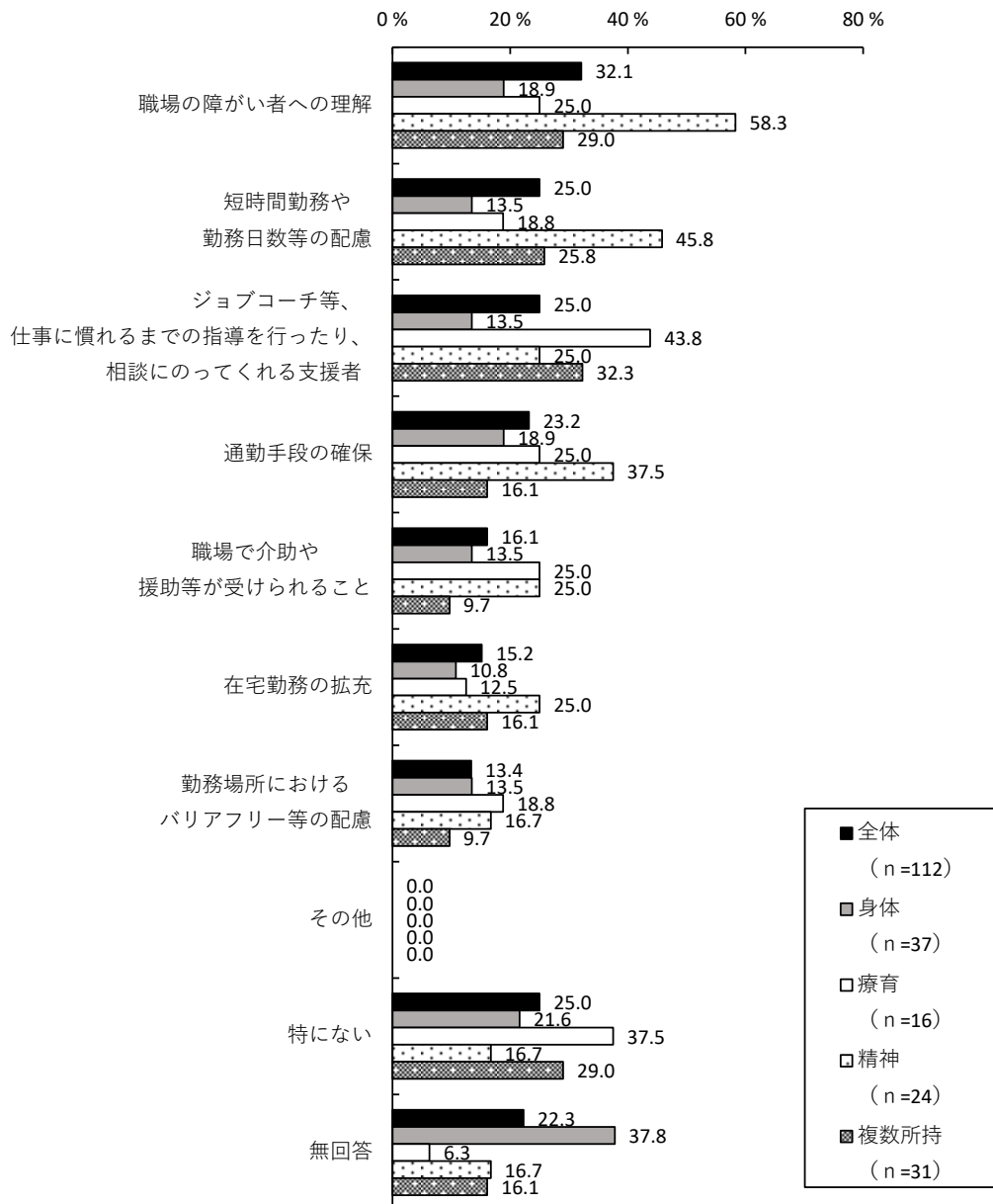


⑤ 障がいがある方の就労支援として必要なこと

障がいがある方の就労支援として必要なことを障がい別にみると、身体障がい者（身体）では「特にない」（21.6%）、知的障がい者（療育）・重複障がい者（複数所持）では「ジョブコーチ等、仕事に慣れるまでの指導を行ったり、相談にのってくれる支援者」（療育：43.8%、複数所持：32.3%）、精神障がい者（精神）では「職場の障がい者への理解」（58.3%）の割合が最も多くなっています。

また、知的障がい者（療育）・重複障がい者（複数所持）では「特にない」（療育：37.5%、複数所持：29.0%）も多くなっています。精神障がい者（精神）では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（45.8%）も多くなっています。

【障がいがある方の就労支援として必要なこと】

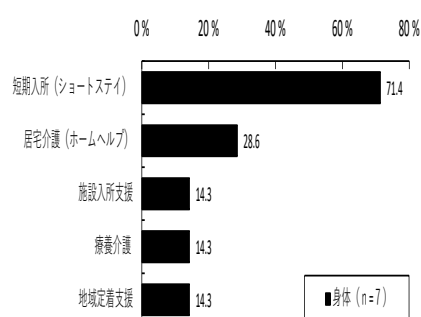


⑥ 今後3年以内に利用したい福祉サービス

今後3年以内に利用したい福祉サービスを障がい別にみると、身体障がい者（身体）では「短期入所（ショートステイ）」（71.4％）の割合が最も多くなっています。知的障がい者（療育）では「短期入所（ショートステイ）」「就労継続支援（A型、B型）」（33.3％）の割合が最も多くなっています。精神障がい者（精神）では「自立生活援助」「就労移行支援」（40.0％）の割合が最も多くなっています。重複障がい者（複数所持）では「居宅介護（ホームヘルプ）」「施設入所支援」「生活介護」（33.3％）の割合が最も多くなっています。

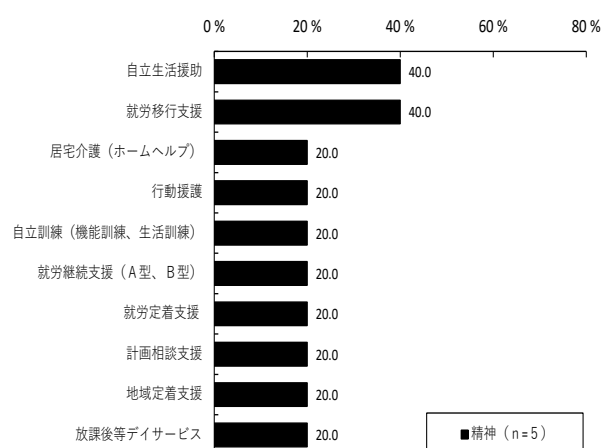
【身体・今後3年以内に利用したいサービス】

（上位5項目）



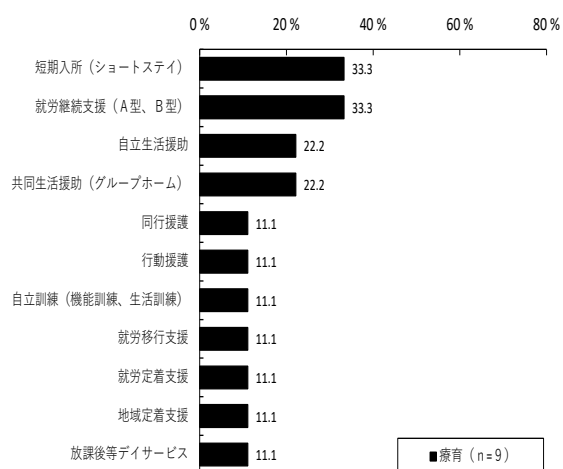
【精神・今後3年以内に利用したいサービス】

（上位10項目）



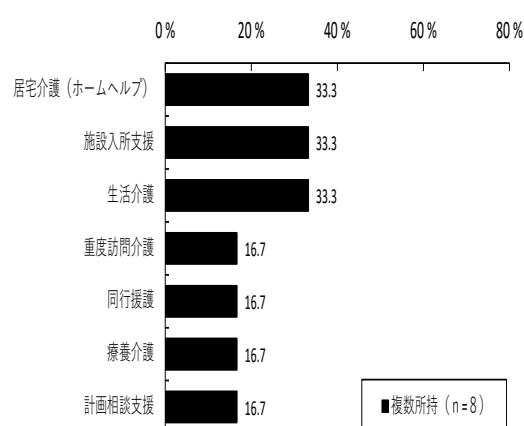
【療育・今後3年以内に利用したいサービス】

（上位11項目）



【複数所持・今後3年以内に利用したいサービス】

（上位7項目）

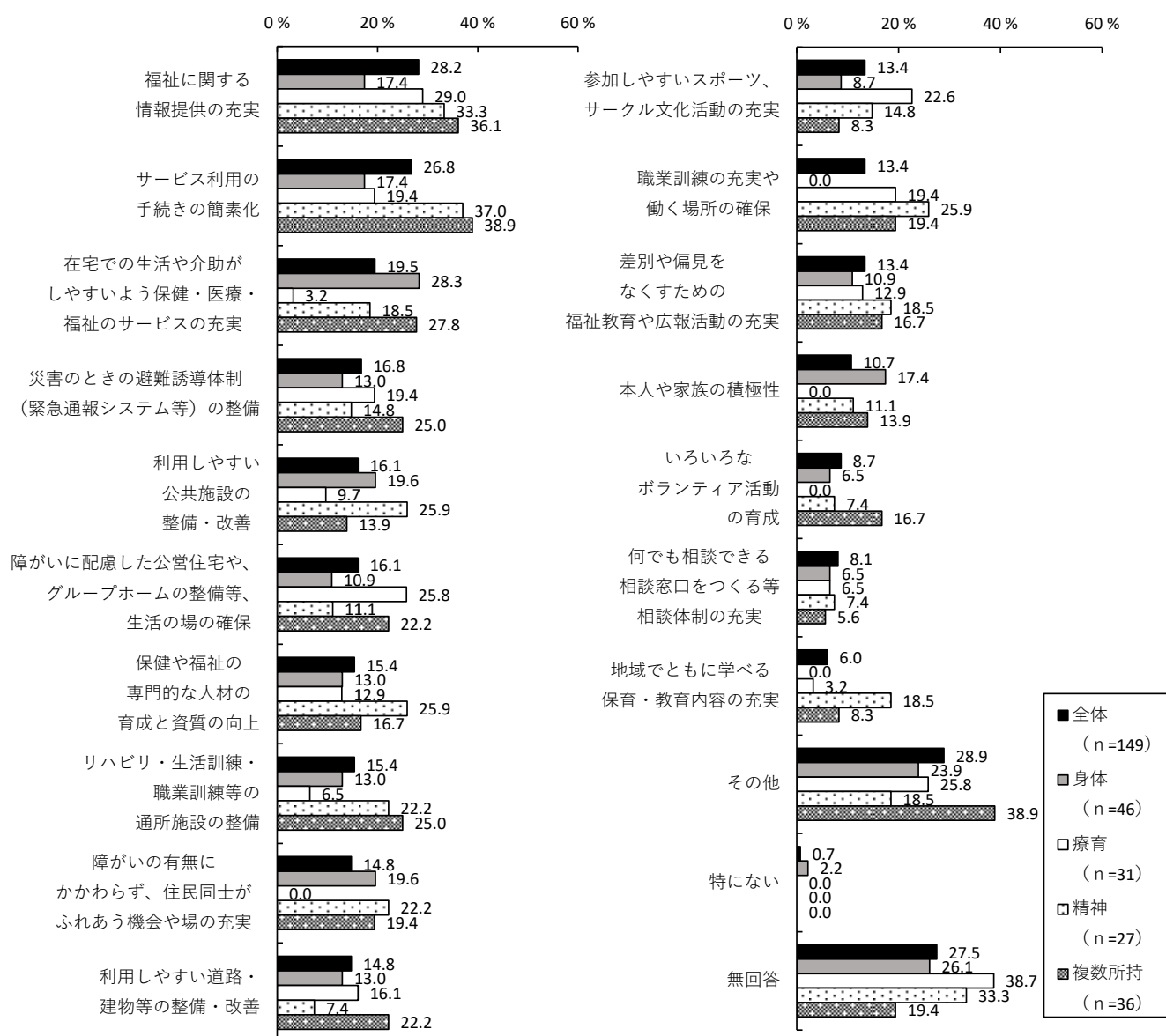


⑦ 住みやすいまちをつくるために必要なこと

住みやすいまちをつくるために必要なことを障がい別にみると、身体障がい者（身体）では「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」（28.3%）が最も多く、知的障がい者（療育）では「福祉に関する情報提供の充実」（29.0%）、精神障がい者（精神）・重複障がい者（複数所持）では「サービス利用の手続きの簡素化」（精神：37.0%、複数所持：38.9%）が最も多くなっています。

また、精神障がい者（精神）・重複障がい者（複数所持）では「福祉に関する情報提供の充実」（精神：33.3%、複数所持：36.1%）も多くなっています。

【住みやすいまちをつくるために必要なこと】

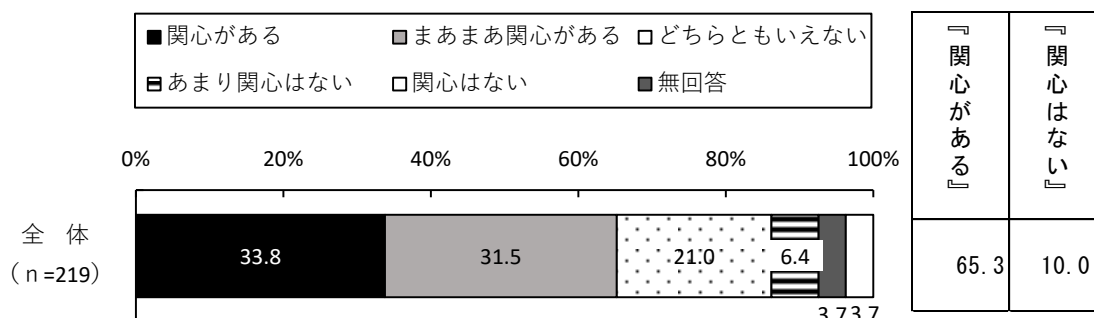


(2) 町民アンケート調査

① 障がい福祉への関心度

障がいがある方への福祉の関心度は「関心がある」(33.8%)と「まあまあ関心がある」(31.5%)を合わせた『関心がある』が65.3%となっています。また、「どちらともいえない」は21.0%となっています。

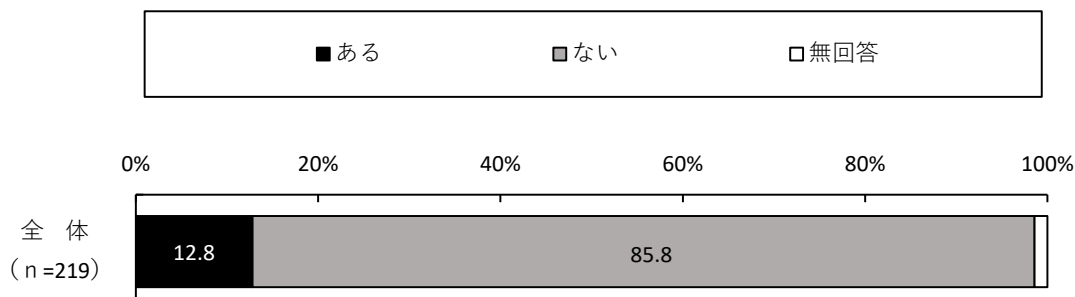
【障がい福祉への関心度】



② 障がいがある方対象のボランティア活動経験の有無

障がいがある方対象のボランティア活動経験の有無は「ない」の方が多く 85.8%となっています。

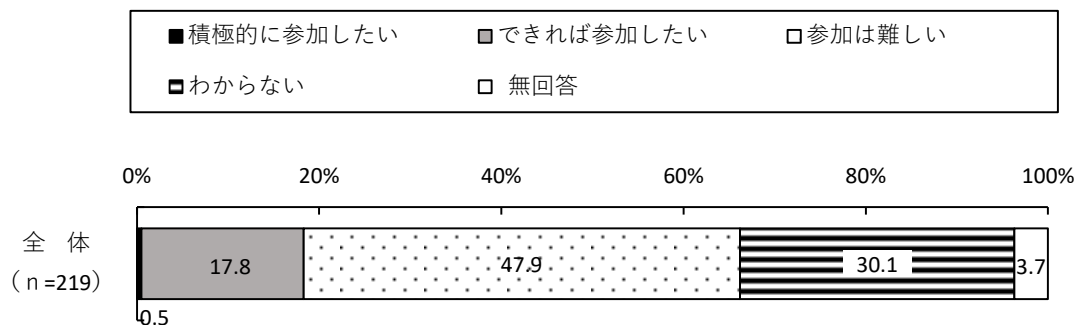
【障がい者のある方対象のボランティア活動経験の有無】



③ 障がいがある方対象のボランティア活動の参加意向

障がいがある方対象のボランティア活動参加意向は、「参加は難しい」(47.9%)が最も多く、次いで「わからない」(30.1%)、「できれば参加したい」(17.8%)となっています。

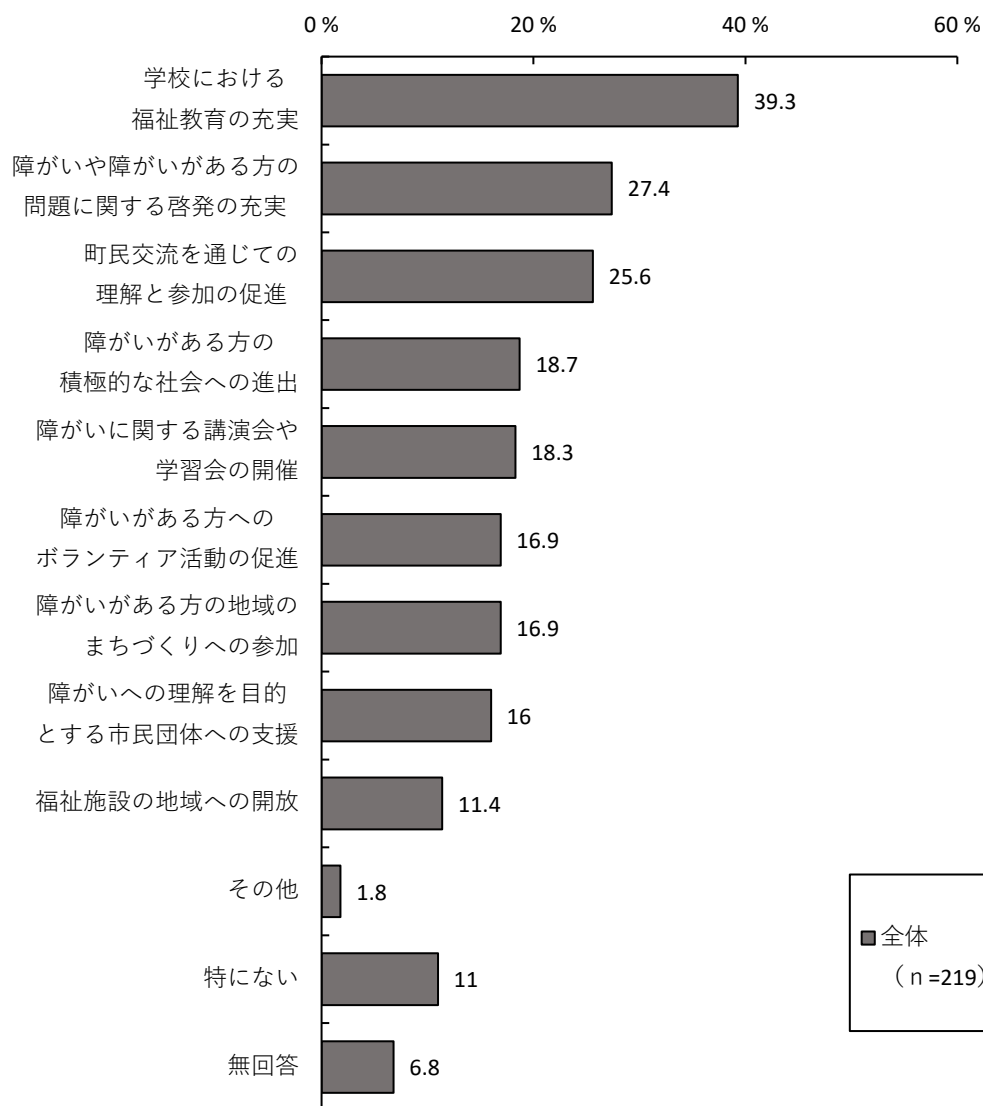
【障がい者のある方対象のボランティア活動の参加意向】



④ 障がいがある方への理解を深めるために必要なこと

障がいがある方への理解を深めるために必要なことは「学校における福祉教育の充実」(39.3%)が最も多く、次いで「障がいや障がいがある方の問題に関する啓発の充実」(27.4%)、「町民交流を通じての理解と参加の促進」(25.6%)となっています。

【障がいがある方への理解を深めるために必要なこと】



4 事業所アンケート調査の結果

障がい福祉サービスを提供する事業所等を対象にアンケート調査を行い、障がい者（児）が地域で暮らしていくための課題等について意見を聞きました。

＜解決が必要な問題や課題＞

- 障がいがある方の福祉に関する情報や資料等の収集及び提供が必要。
- 障がいがある方の自立、自活に必要な調査及び連絡並びに研修に関する必要がある。
- 団体との連絡、支援、啓発広報活動に関する必要がある。
- 就労継続支援A型、児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業が不足している。
- より合理的配慮が必要である。
- 車のない方の外出が不便、公共交通手段の利便性の向上。
- 支援学級を選択しづらい状況となっている。（診断書が必要）
- 障がいがある方の保護者等がいなくなり1人になったときが不安。

＜解決するために必要な取組＞

- 乗り合いタクシーのような安価で誰でも利用できる交通手段が必要。
- 保健センター、福祉課、教育委員会の垣根を超えたグループを作り、協力してここに挙げた以外の案件を含めて改善の取組を行う必要がある。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

障がいがある方やその家族が安心して暮らせるまちをつくるためには、障がいの有無に関わらず、地域の中で助け合いや支え合いを育んでいくことが必要です。

本町では、平成29年3月に策定した「南関町第3次障がい者（児）プラン及び第5期障がい福祉計画」において、「ノーマライゼーション※⁶」の理念に基づき、「障がいを持つ人も持たない人もともに助け合って暮らせるやさしいまちづくり」を基本理念とし計画を策定しました。また、第4次地域福祉計画及び地域福祉活動計画においても「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」を基本理念としています。

本計画においても、前計画の基本理念や関連計画の方向性を考慮し、すべての町民が、障がいの有無や程度、年齢、性別等に関係なく、人間としての尊厳と人権を尊重され、地域社会の中でともに助け合って暮らせるやさしいまちづくりを目指します。

基本理念

障がいを持つ人も持たない人も
ともに助け合って暮らせる やさしいまちづくり

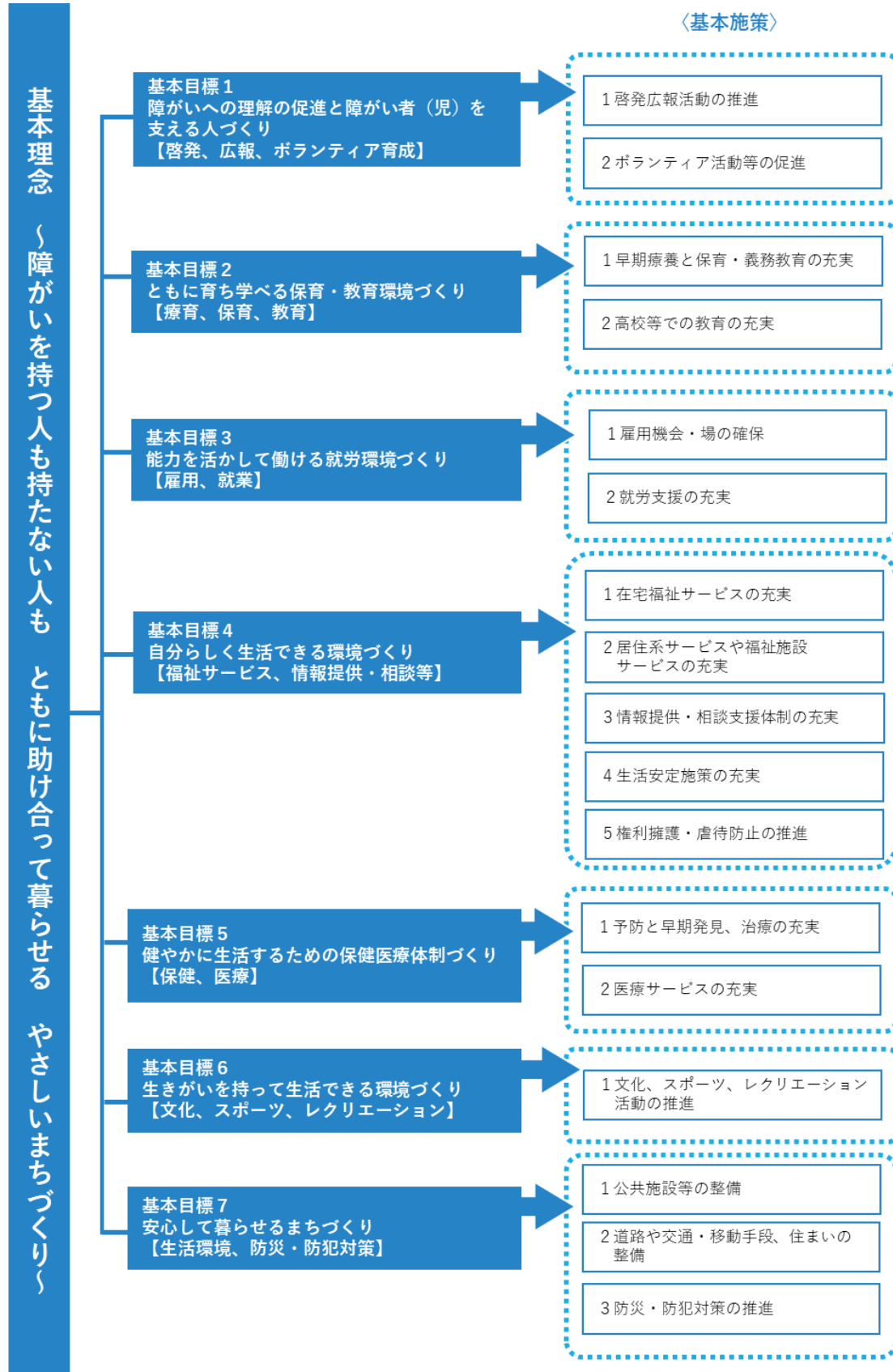
2 基本目標

- ① 障がいへの理解の促進と障がい者（児）を支える人づくり【啓発、広報、ボランティア育成】
- ② とともに育ち学べる保育・教育環境づくり【療育・保育・教育】
- ③ 能力を活かして働ける就労環境づくり【雇用・就業】
- ④ 自分らしく生活できる環境づくり【福祉サービス、情報提供・相談等】
- ⑤ 健やかに生活するための保健医療体制づくり【保健・医療】
- ⑥ 生きがいを持って生活できる環境づくり【文化・スポーツ・レクリエーション】
- ⑦ 安心して暮らせるまちづくり【生活環境・防災・防犯対策】

※6 ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方です。

3 計画の体系

本計画では、基本理念の実現に向け、障がいがある方に関わる施策を7つの基本目標ごとに区分し、施策を展開します。また、障がい（児）福祉計画における数値目標等については、第3部においてまとめて記載します。

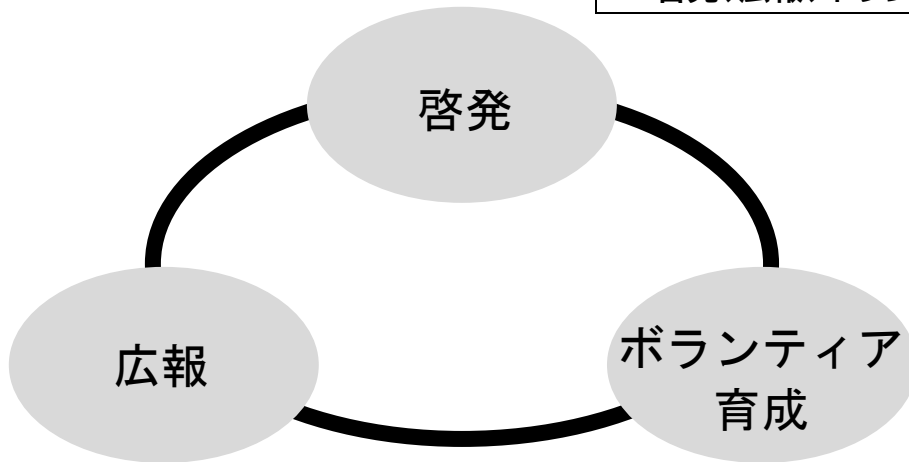


第2部 各論

基本目標1

障がいへの理解の促進と障がい者(児)を支える人づくり

啓発、広報、ボランティア育成



■ 基本的な考え方 ■

障がいがある人もない人も、すべての人がともに理解し合い、支え合う「ノーマライゼーション」の社会を築くためには、障がいの有無に関係なく、差別や偏見にとらわれない自由な生き方ができる社会の実現が必要です。

そのため、町民一人ひとりが、障がいの特性等を理解した上で、障がいがある方にとってのあらゆる障壁を取り除くための取組みを進めていくことが求められます。

本町では、広報やホームページ、イベント等、あらゆる情報媒体や機会を通じた啓発広報活動や、学校教育や生涯学習を通じた福祉教育を推進する等、障がいがある方に対する理解に向けた施策を推進しています。また、社会福祉協議会等の関係機関・団体との連携のもと、地域福祉を担うボランティア活動の充実や見守りネットワークの構築等、人材育成、体制づくりを進めています。

今後も、こうした地域理解を深めるための活動の他に、地域の課題を解決するために、各機関の連携によるネットワークの構築や社会資源の改善・開発等、町に合った取組みがさらに求められています。

1 啓発・広報活動の推進

現状と課題

障がいの有無に関わらず、すべての人がともに住み慣れた地域で生活をするためには、地域に住む周囲の人が障がいに対する正しい知識を持つことで、社会的な障壁や理解不足を解消していく必要があります。

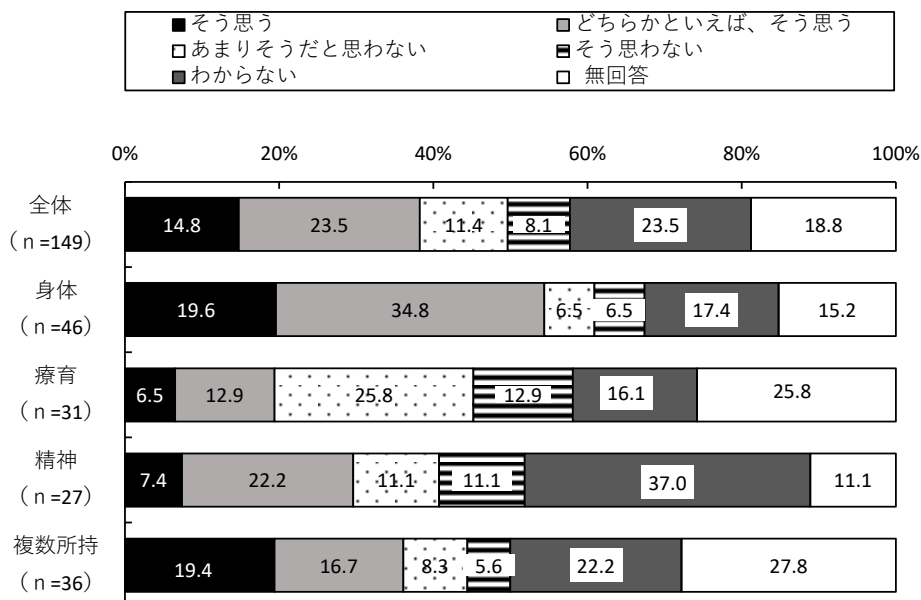
手帳所持者アンケート調査結果では、「南関町は住みやすいまちか」について「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の割合は、知的障がい者（療育）以外の障がいで「あまりそうだと思うわない」「そう思わない」を上回っていますが、知的障がい者（療育）では「あまりそうだと思うわない」「そう思わない」が3割強になっています。障がいがある方にとって住みやすいまちを構築するためにも、今後も差別等の解消のための啓発・広報活動を行っていく必要があります。

障害者手帳を持たない町民へのアンケート調査の中で障がい福祉に対する関心度を尋ねたところ、身近に障がいがある方がいる人では『関心がある』が8割程度となっています。しかし、身近に障がいがある方がいない人では『関心がある』は4割程度に留まっています。障がいがある方に対する差別や偏見をなくすためには、町民の方の障がいに対する関心をより高める必要があります。より一層、地域で支え合うことができる社会を構築するためにすべての町民の方の関心を高める必要があります。

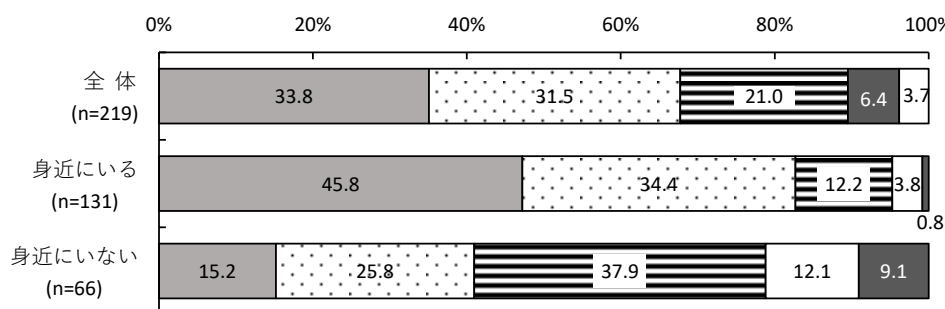
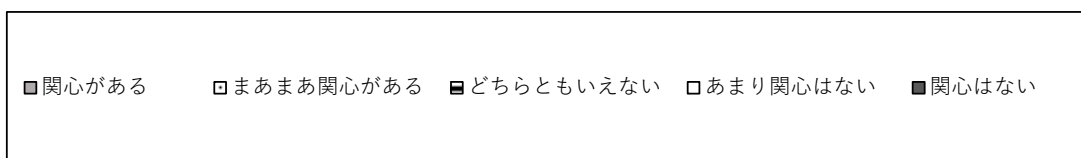
現在、本町では、障がいに対する町民理解の促進のため、広報「なんかん」をはじめ、インターネットを活用した啓発活動や、「有明広域圏 障がい福祉サービス社会資源マップ」等を作成し配布する等の啓発活動に取り組んでいます。また、「ハートフルコンサート」や「くまもと障がい者芸術展」等の参加を促す広報活動も行っており、障がいがある方に対する理解促進や社会進出への取組みも行っています。

今後も、様々な媒体を通して、障がいがある方に対する理解促進のための活動を行います。

【南関町の住みやすさ】



【障がい福祉への関心度】



※身近に障がいがある方がいるか、いないか毎に「障がい福祉への関心度」を比べました。

施策の展開

- 広報「なんかん」への情報掲載、人権学習、年に1回開催の障がい者のスポーツ大会等の広報活動によって障がいがある方に対する理解の促進と啓発を行いました。
- 障がい者のスポーツ大会、ハートフルコンサート等の周知活動に広報紙、防災無線、ホームページ等を随時活用しました。特に、本町のホームページでは、「やさしいブラウザ」というソフトを導入しており、障がいがある方や高齢者等、多くの方にホームページを快適に利用していただくための方策（情報アクセシビリティの向上）を実施しています。
- 学校における福祉体験学習の実施時に保護者への見守りボランティアとして福祉教育に触れる機会をつくりました。また、中学生の職場体験学習時には民生児童委員の協力を得て、地域訪問を行いました。
- 視覚障がい体験、高齢者疑似体験、ユニバーサルデザイン学習、認知症サポーター養成講座、車椅子介助体験等を実施し、学校教育における福祉教育の充実を図りました。
- 障がいがある方の人権擁護の推進を図り、全戸にパンフレットの配布や町内公共施設において、傾聴ボランティアグループの連絡会やファミリー・サポート・センターの活動を行いました。
- 本町内の障がい者関係団体の活動に対して、補助金を支出するとともに、各活動に参加、支援する等連携強化に努めました。

課題及び今後の取組み

- 引き続き、広報紙、ホームページ及びイベント等を活用し、障がい者（児）の方への情報提供を図るとともに、健常者にも障がいに対する理解を深めていただき、ノーマライゼーション社会を目指します。
- 福祉体験学習では当事者の自立した生活状況を子どもたちに伝え、障がいについて正しく理解していただく授業を社会福祉協議会等と連携して行います。
- ふれあいサロンやファミリー・サポート・センターで公共施設を利用する場合、祝日等閉館日は利用できないため、他の会場での安定した確保に取組みます。
- 本町内の障がい者関係団体の組織構成が高齢化し、会員数が減少傾向にありますが、引き続き、活動の活性化のため、障がい者関係団体、町外の障がい者関係団体の活動に積極的に参加し、支援していきます。

具体的な施策

広報による啓発	広報「なんかん」に障がいがある方に関する特集記事の掲載や防災無線等を利用した啓発を行います。
多様な媒体・機会を活用した啓発	インターネットや各種パンフレット、「健康と福祉のつどい・福祉スポーツ大会」「人権フェスティバル」等の行事の機会を活用し啓発を行います。
社会教育における福祉教育の充実	関係機関や団体と連携し、福祉体験のプログラムや教材等を充実させます。
学校教育における福祉教育の充実	小・中学校の「総合的な学習の時間」等を活用し、障がいがある方との交流や車いす、アイマスク体験等を行います。
障がいがある方の人権擁護の推進	人権教育関連施策の充実、本町のユニバーサルデザイン化に取り組みます。
障がい者団体等との連携	関係団体への加入促進、組織の維持・強化等を支援し、連携強化に努めていきます。

2 ボランティア活動等の促進

現状と課題

福祉の基礎となるのは、他人を思いやりお互いを支え合い、助け合おうとする精神であり、その地域に暮らすすべての町民の意識が大切です。

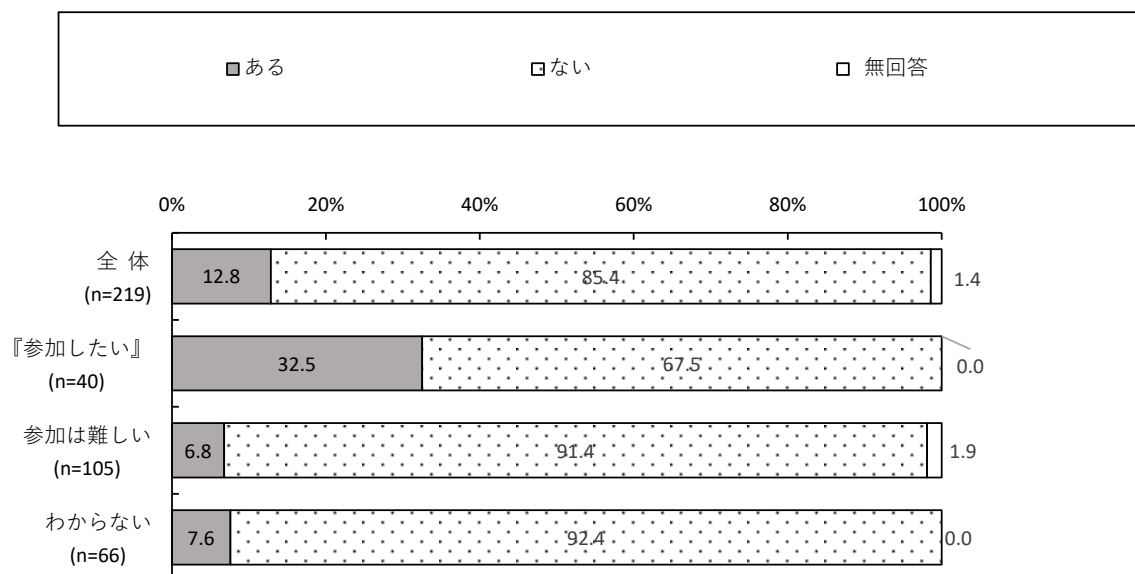
障害者手帳を持たない町民へのアンケート調査の中で、障がいがある方を対象としたボランティア活動経験を尋ねており、「参加したことがある」は1割程度に留まっています。また、障がいがある方を対象としたボランティア活動の参加意向別にみると、ボランティアに参加したいと思っている人の中では、「参加したことがある」は3割程度となっています。潜在的にボランティア参加希望者がいる現状にあるので、今後はより一層、参加しやすい環境を整えていくことでボランティア人材の確保ができると考えられます。

本町の社会福祉協議会では、ボランティアの養成・育成又は登録・斡旋や、福祉に関する講座等を通じて福祉教育に関わる広報活動、また地域での見守り等に関わる福祉員の設置、高齢者等も含めた小地域でのふれあいサロンが行われています。

アンケート調査からボランティア参加の潜在的な参加意向も見つかったため、今後はさらにボランティア活動への参加がしやすいような環境づくりやスムーズに参加できるようにするために情報提供等の充実に努めます。また、ボランティアニーズの多様化に対応するためのボランティアの養成を支援していきます。

さらに今後は、社会参加の一環として障がいがある方自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要だと考え、活動の場の提供に努めます。

【ボランティア参加意向別 障がいがある方対象のボランティア活動経験の有無】



施策の展開

前計画の実施状況

- 町内公共施設において、傾聴ボランティアグループの連絡会やファミリー・サポート・センターの活動を行いました。
- 区長、民生委員・児童委員をはじめ、小規模地域に配置された福祉員による見守りを行い、心配ごと相談や各家族会等による相談活動も実施しました。
- 地域福祉ネットワーク会議（民生委員、区長、福祉員参加）、協力事業者によるひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業の実施により、地域の情報共有と見守り、相談支援につなげました。
- 令和4年度末時点で16箇所の地域でふれあいサロンを実施し、地域の交流、見守りを図っています。
- 認知症サポーター養成講座の開催、ボランティア活動の場の提供により、地域全体での見守りや支援体制づくりを行っています。

課題及び今後の取組み

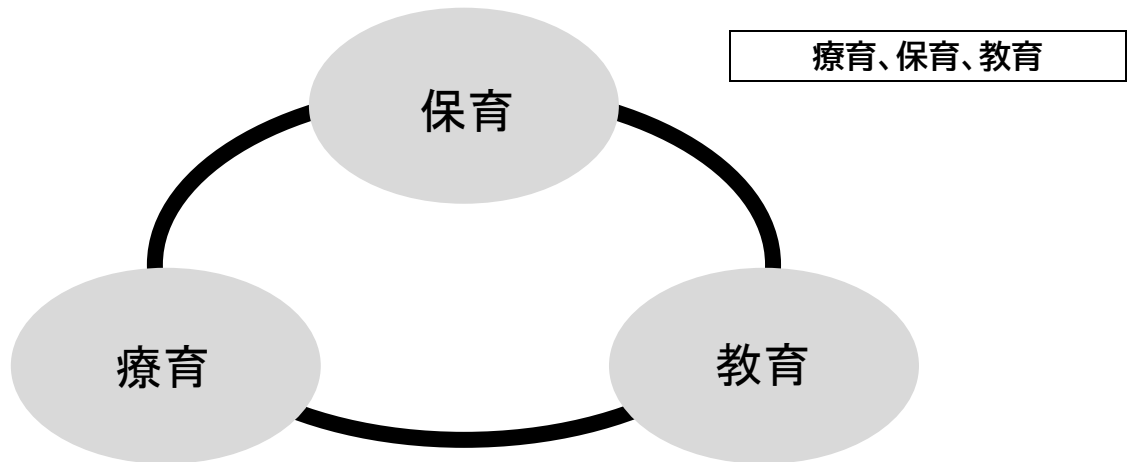
- ふれあいサロンやファミリー・サポート・センターで公共施設を利用する場合、祝日等閉館日は利用できないため、他の会場での安定した確保に取り組みます。
- ボランティア連絡協議会の構成団体に関しては、団体を構成する層の高齢化が進み、新たな会員の獲得が課題となっていますが、これまでの養成講座に加え、ボランティア連絡協議会での活動を通じ、構成団体内の連携を深め個々のボランティア育成につなげていきます。
- ふれあいサロンの開催場所を増やし、地域住民を主体とした見守り体制の支援を行います。
- 地域福祉ネットワーク会議を中心とした見守り、相談支援体制の拡充を目指すとともに、ふれあいサロンの支援を行い、地域住民を主体とした見守り体制の充実を図ります。

具体的な施策

社会福祉協議会との連携によるボランティア育成	傾聴ボランティア養成講座や認知症サポーター養成講座等の生活支援を行うボランティアの育成や活動支援を行います。
ボランティア活動の場の提供	社会福祉協議会（ボランティアセンター）や公民館等の地域施設の有効利用に努めます。
地域での相談・見守り活動等の推進	地域福祉ネットワーク会議（民生委員、区長、福祉員参加）を実施し、地域の情報共有と見守り、相談支援につなげます。
地域福祉計画との連携	「南関町地域福祉計画」に基づき、地域全体での見守りや支援体制づくりを行います。

基本目標2

ともに育ち学べる保育・教育環境づくり



■ 基本的な考え方 ■

障がいのある子どもが身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉等の関係機関との連携を進め、療育・教育体制の充実を図ることが求められています。

また、児童福祉法により障がい児福祉計画の策定（平成 29 年度策定）を求められており、障がいのある子どもの支援体制の強化が図られています。

本町では、保健センターや子育て支援センター、福祉課、教育課等の関係各課の連携はもとより、有明地域療育センターや医療機関等の連携を図り、障がいの早期発見・早期療育へとつなげられるよう情報提供や相談支援を行っているほか、教育支援委員会における就学の指導・助言等に取り組む等、障がいの発見から学校卒業後までの一貫した支援ができる体制づくりに取り組んでいます。

また、義務教育においては、発達障がい等も含む、すべての障がい児に対して、一人ひとりの個性に配慮した「特別支援教育」を推進し、障がいのある子もない子も、ともに育つ環境づくりに努めています。これらの教育機関が連携した教育支援委員会による協議や指導が進められており、障がい児やその家族等が希望する進路を選択できるよう支援に努めているところです。

さらに、中学校卒業後の進学についても、これらの教育機関と連携し、障がいのない子どもとともに教育を受けられるよう、受け入れ体制づくりについて理解を求めていきます。

1 早期療育と保育・義務教育の充実

現状と課題

障がいのある幼児に対する早期の段階での対応は、乳幼児期の健やかな発達を促し、障がいの軽減を図るために重要です。障がいのある子どもとない子どもがともにふれあい、双方の豊かな人格形成を目指した保育・療育の推進に取り組むとともに、早期から療育や教育相談等の指導を受けられることができるよう、連続的な支援体制の充実を図っていく必要があります。また、保護者の不安や負担軽減を図る必要もあります。

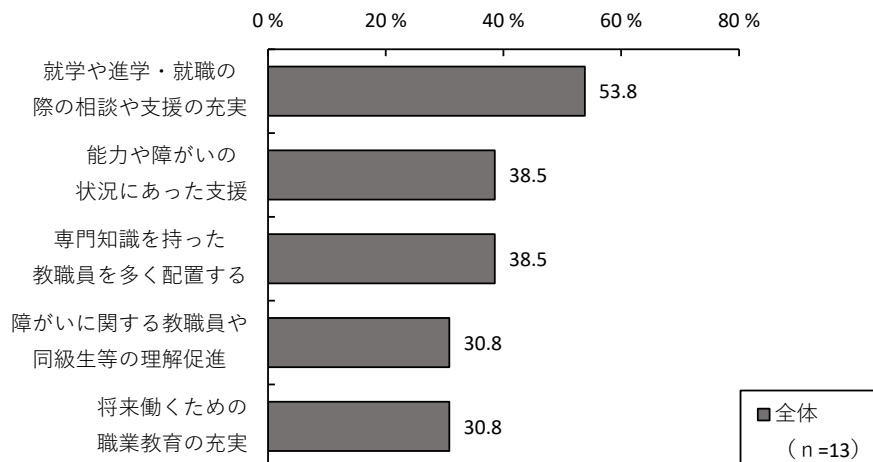
手帳所持者アンケート調査で、保育・教育の要望を尋ねたところ「就学や進学・就職の際の相談や支援の充実」「能力や障がいの状況にあった支援」「専門知識を持った教職員を多く配置する」「障がいに関する教職員や同級生等の理解促進」「将来働くための職業教育の充実」といった教育環境に関する要望が高くなっています。

本町では、乳幼児健診や子育て相談・家庭訪問等、障がいの早期発見・早期療育へとつなぐ取り組みを進めているほか、南関町こども医療費助成制度の対象者の範囲を満18歳（年度末）までに拡大して助成する等、安心して子育てのできる支援を進めています。

また、本町の小学校4校、中学校1校では、特別支援学級や通級指導教室を設け、障がいのある子どももいない子どもも、同じ学校で学べる体制づくりに取り組んでいます。

今後も、障がいの早期発見・早期療育のための医療・福祉関係機関・団体との連携を進めます。また、地域の小・中学校において、障がい児に対するよりきめ細やかな教育が行われるよう、発達障がい等の障がいに関する研修を実施し、教職員の特別支援教育に関する理解や指導技術を高めるほか、保育所等や学校以外でのふれあいや活動ができる機会や場所を作っていきます。

【保育・教育に関する要望(上位5項目)】



施策の展開

前計画の実施状況

- 障がい児の保護者へ療育手帳の手続支援、各種手当及びサービスの受給支援を行いました。
- 心理士対応の子育て相談や3歳児健診、有明地域療育センターの療育相談員による巡回相談支援や園訪問を通して支援が必要な子どもとその保護者の支援を行っています。
- 就学時健康診断の際に、不安や相談等がある保護者を対象に各学校で個別に教育相談を実施しています。令和4年度は保育所等で年中児の保護者を対象に、就学前説明会を行い、荒尾支援学校の教員から特別支援学校等について説明をしてもらいました。
- 各小学校の職員が、入学予定の園児について情報交換を行い、支援が必要な園児等については、特別支援連携協議会で、各園、各小中学校、福祉課、健康推進課等で情報を共有しています。
- 教育支援委員会や特別支援連携協議会等に、荒尾支援学校の教員が参加し、助言を頂いています。また、巡回相談の利用促進、特別支援教育支援員の研修、令和4年度からは小学校の巡回型通級指導教室を開始しました。
- 通所支援の需要は増加傾向ですが、通所事業所は1箇所にとどまっている状況です。他市町村の療育事業所の紹介や見学同行する等して療育につなげています。

課題及び今後の取組み

- 保健センターでは、乳幼児健康診査（3～4か月児、7～8か月児、1歳6か月児、3歳児）、心理士による子育て相談、有明地域療育センターの療育相談員による巡回支援園訪問を継続実施し、1か月児健康診査、5歳児健康診査については、検討していきます。
- 今後も子どもの発達に関する心配事や育てにくさを感じておられる保護者に寄り添いながらの相談対応を継続し、必要に応じて関係部署や機関につないだり、調整を行います。
- 障がいを持った児童等が、障がいを持たない児童と共に学ぶことができるようインクルーシブ教育^{※7}システムの推進を図ります。
- 保育所から小学校、小学校から中学校への授業参観等、今後も幼保小中等の連携が取れるように教育委員会としても各小中学校へ働きかけていきます。
- 支援が必要な子どもに対し、保護者の理解が得られない場合の対応策に苦慮することがありますが、担当者間でも情報を共有し、個性に沿った支援を図っていきます。
- 今後は、荒尾支援学校だけでなく、熊本県発達障がい者支援センター等にも相談や研修等をお願いし、各学校における支援体制の整備充実等に努めます。
- 支援を必要とする児童生徒が、年々増加していますが、人員は不足しています。支援員の確保や適切な配置を検討し、福祉及び教育の充実、また、各機関の連携強化を図ります。

※7 インクルーシブ教育：共生社会の形成の実現に向けて、障がいのある子どもも障がいのない子どもも共に学ぶという考え方です。

具体的な施策	
療育機関や関係機関等との連携	有明圏域内の療育関連機関との連携強化に努めるとともに、専門機関について、町民に広く情報提供していきます。また、関係機関等と連携し、子育て相談や家庭訪問等による保護者への支援を行います。
障がい児保育の推進	障がい児保育に携わる人材の確保や施設のバリアフリー化に努めるとともに、実施保育所の維持に努めます。
適正な就学指導の実施	入学に際し、個々の保育・教育ニーズに応じた適切な指導・助言を実施します。
学校での交流の促進	小・中学校において、福祉教育や体験学習等の活動を通し、障がいの有無にかかわらず児童・生徒が交流できる機会の充実に努めます。
特別支援教育の推進	個々のニーズに応じた教育や支援員の確保に努めます。また、荒尾支援学校等と小・中学校との連携強化に努めます。
障がい児通所支援の充実	障がい児の放課後における療育の場や預かりサービス等の充実に努めます。

2 高校等での教育の充実

現状と課題

障がいのある子どももない子どもも教育を受ける権利は同等であり、自らの希望や能力に応じて中学卒業後も高校や大学へ進学できる環境が必要です。

本町の高校は、統合した高校よりタクシーを配車して通学できるような体制をとり、通学の利便性を確保しています。しかし、特別支援学校（高等部）については、通学に家庭からの送迎が必要となるため、県へ送迎負担の軽減のために要請を働きかける必要があります。

施策の展開

前計画の実施状況

- 岱志高等学校では、高校よりタクシーを配車して通学の利便性を図っています。
- 南関中学校の特別支援学級からは、毎年1、2名程度、荒尾支援学校高等部他、県内の支援学校へ進学し、その後の就労につながりました。

課題及び今後の取組み

- 特別支援学校（高等部）については、通学に家庭からの送迎が必要です。家庭の負担も大きいため、今後、本町としても負担軽減のために県への働きかけ等を行います。
- 今後も引き続き、岱志高等学校には、高校よりタクシーを配車して通学できるよう要請していきます。

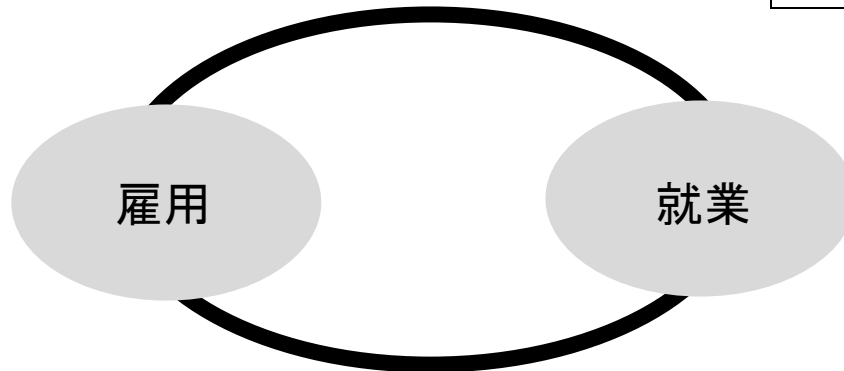
具体的な施策

国・県への要望	障がい児や保護者の負担軽減のため、通学時の送迎等の支援を国・県に働きかけます。
高校等に対する理解協力要請	近隣の高校等に対しても、送迎時の負担軽減のための理解・協力を求めます。

基本目標3

能力を活かして働ける就労環境づくり

雇用、就業



■ 基本的な考え方 ■

障がいがある方の雇用・就業は、社会経済活動への参加に向けた課題であり、就労を通して自己実現を図りながら、障がいがある方が社会参加するための手段として重要と考えられます。

平成28年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により、雇用における障がいがある方に対する差別の禁止や障がいがある方が職場で働くにあたり支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障がいがある方の法定雇用率の見直しが強化されました。

本町では、ハローワーク等と連携のもと、就労促進のための相談、雇用主等への理解の促進・職場開拓、仕事を継続するためのフォローアップ等総合的な支援に取り組んでいます。また、保健・医療・福祉・教育・労働の関係機関や国・県の就労施策、企業・サービス提供事業者等との連携を図り、就労から定着までの支援を進めています。

障がいがある方が地域で自立した生活を送るためには、障がいがある方の意欲と障がい特性に合った多様な雇用の場と就労後の定着が必要です。今後も、障がいがある方が安心して働き続けられるよう総合的な就労支援を推進するとともに、福祉施設における作業の充実について支援を続けていく必要があります。

1 雇用機会・場の確保

現状と課題

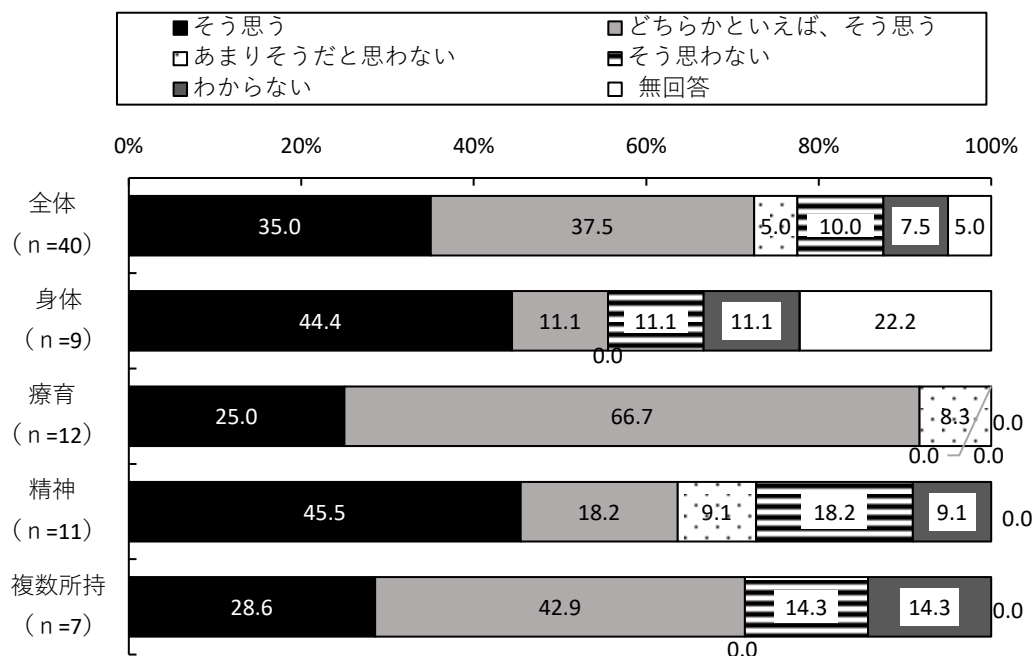
今後、障がいがある方が職業を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るためには、障がいがある方の適性や能力に応じた多様な雇用機会や場の確保が重要です。また、障がいがある方が一般就労へ円滑に移行できるように福祉施策と雇用施策の連携が必要です。

手帳所持者アンケート調査の結果では、職場の働きやすさについて、すべての障がいで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が「あまりそうだと思わない」「そう思わない」を上回っていますが仕事上の悩みとしては、「収入が少ない」「通院や体調不良を理由に休みを取ることが難しい」「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」「人間関係が難しく、過ごしにくい」の割合が多くなっています。

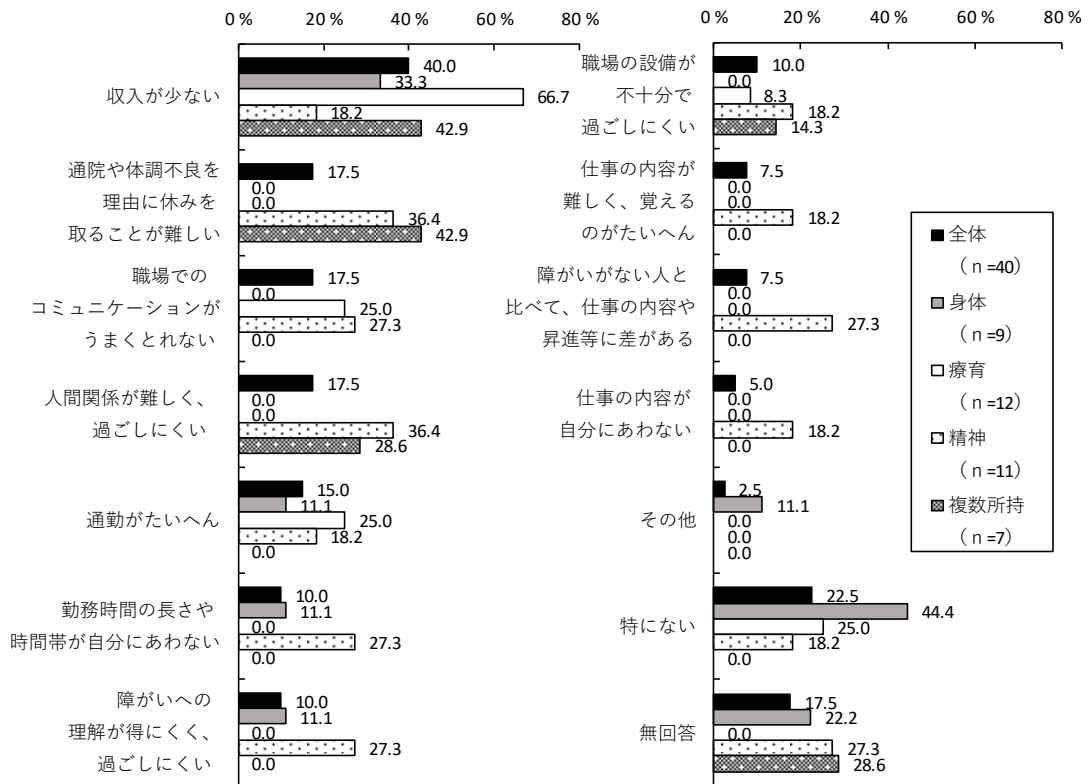
本町では、ハローワークをはじめとした関係機関との連携のもと、就労を希望する障がいがある方が安心して働き続けられるよう総合的な支援を推進しています。

今後も、障がいがある方のニーズに合わせた雇用形態を提供するためにも企業や事業所に向けて啓発・情報提供を進めます。また、生産活動の機会を提供する福祉的就労の推進においては、施設の運営の安定や利用者の工賃水準の向上に向けても取組みを進める必要があります。

【職場の働きやすさ】



【仕事の悩み】



施策の展開

前計画の実施状況

- ジョブカフェ・ブランチ^{※8}と連携し、障がいがある方の一般就労に向けての面談を設定し、現在も継続しています。
- ハローワーク等の関係機関との連携に努め、障がいがある方の相談支援や雇用に関わる理解促進に努めました。また、企業・事業所に対しての障がい者雇用に関わる理解の促進や、トライアル雇用^{※9}等の助成制度の情報提供に努めました。
- サービス事業者による、就労移行支援、就労継続支援を実施し、障がいがある方の福祉的就労及び就労のための訓練の支援を行いました。
- 平成28年度に作成した「有明地域就労支援マップ」の情報を更新しています。

課題及び今後の取組み

- 障がいがある方の一般就労に向けての面談については、今後も密な連携を取りながら継続を目指します。
- 引き続き、ハローワーク等の関係機関との連携に加え、企業・事業所に対して障がい者雇用に関する理解の促進や、トライアル雇用等の助成制度の情報提供に努めます。

具体的な施策

企業・事務所への啓発	ハローワーク等の関係機関との連携、企業・事業所に対して雇用に関する理解の促進を行います。
町の法定雇用率の遵守	障がいがある方の職員採用を積極的に進めます。
福祉的就労情報の提供	それぞれの障がいがある方が福祉的就労の場を確保できるように情報提供を行います。
障がいの特性に応じた就労支援、多様な就業機会の確保	障がいがある方一人ひとりが障がいの状態に応じた就労の場を確保できるよう福祉的就労の場を提供する施設等との連携強化に向けた支援を進めます。また、企業・事業所に対して障がい者雇用の理解促進を図り、就業の機会を確保します。
福祉的就労の底上げ	福祉事業所等の自主製品について、本町が主催する行事等で、販売の機会等を提供し、障がい者雇用の促進と工賃向上に努めます。

※8 ジョブカフェ・ブランチ：玉名・鹿本・菊池・阿蘇・上益城・宇城・八代・芦北・球磨・天草
熊本県内10カ所に設置されている就職を希望される方の相談窓口です。

※9 トライアル雇用：職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

2 就労支援の充実

現状と課題

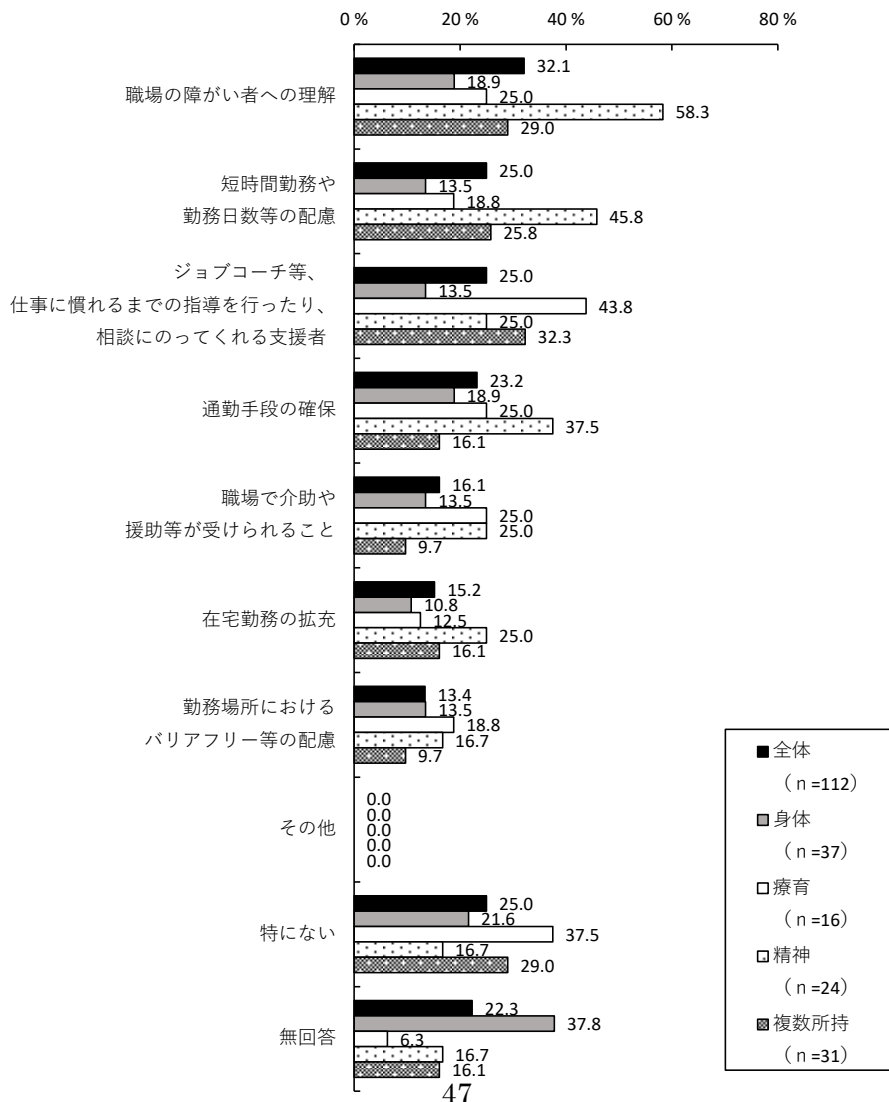
障がいがある方の就労を推進するためには、障がいがある方自身の就業能力の開発、育成が必要不可欠です。

手帳所持者アンケート調査の就労支援として必要なことでは、「職場の障がい者への理解」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合も高くなっており、職場環境の改善、障がいがある方への理解や配慮が求められています。

本町においては、ハローワーク等の関係機関との連携のもと、職業相談、紹介等の支援、障害者総合支援法における就労移行支援事業を行っています。また、中学校においてはすべての生徒を対象とした施設や事業所での体験学習の場を確保する等、就労に必要な知識、技能の習得に向けた訓練や体験の事業が実施されています。

今後も、障がいがある方の就労・雇用に関する相談に対し適切な指導・助言を図るとともに、障がいがある方の働く場において、雇用の前後を通じ障がいがある方と事業所の双方を支援するジョブコーチ等、制度の周知を図り、利用の促進に努めます。

【障がいがある方の就労支援として必要なこと】



施策の展開

前計画の実施状況

- 各機関からの情報提供を受けた場合は、広報紙、ホームページ等に掲載し、情報提供を行いました。
- 有明圏域障がい者自立支援協議会就労支援部会を実施し、各事業所、行政機関と情報交換・連携を図りました。

課題及び今後の取組み

- 自立して生活するために必要な訓練等を実施するため、就労継続支援事業所との連携強化に努めます。
- 今後も体験学習等を通じた勤労意欲、正しい職業観の充実を図るための職場体験等の実施に努めます。

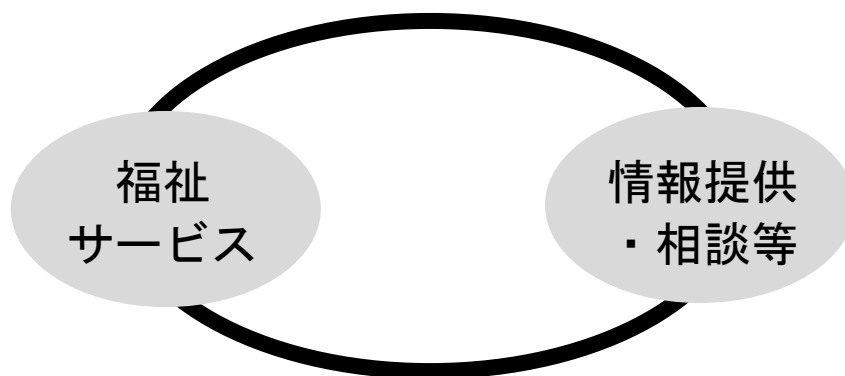
具体的な施策

求人情報等の提供の充実	ハローワーク等の関係機関との情報共有及び求人情報の広報紙への掲載、防災無線を利用した周知等を行います。
就労移行支援事業所との連携	有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会と連携し、各事業所と行政機関で情報交換・連携を図ります。

基本目標4

自分らしく生活できる環境づくり

福祉サービス、情報提供・相談等



■ 基本的な考え方 ■

障がいがある方が地域で自立した生活を営むためには、障がいがある方の様々なニーズに対応した障がい福祉サービスや地域生活支援事業による支援、生活基盤の安定に向けた年金・手当の制度、不当な犯罪被害から障がいがある方等を守るための権利擁護サービス等、求められる支援は多岐に渡ります。

手帳所持者アンケート調査によると、住みやすいまちをつくるために必要なこととして「何でも相談できる相談窓口をつくるなど相談体制の充実」や「福祉に関する情報提供の充実」、「サービス利用の手続きの簡素化」等の様々な生活支援施策が求められています。

現在、障がいがある方が地域で生活する上での環境整備は十分に進んでいるとは言えず、今後も更なる支援の充実が必要となります。

このため、本町では障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の必要な提供量の確保に取り組むとともに、これらの制度や事業内容について周知を図っています。

また、支援を必要とする障がいがある方やその家族等が、希望する支援を受けることができるよう、児童福祉施策や高齢者保健福祉・介護保険施策の分野とも連携及び相談体制の充実を図り、よりよいサービス利用へとつなげられることが必要です。

1 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

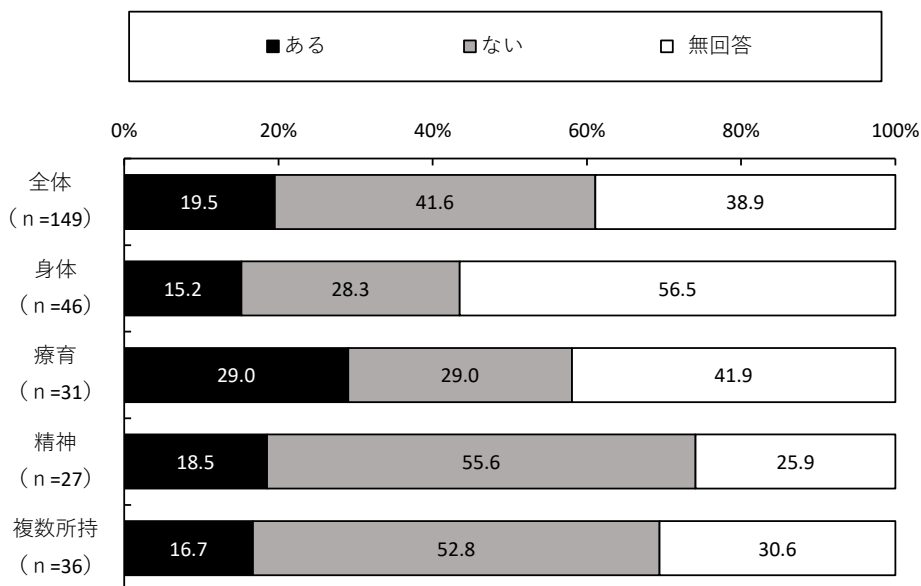
障がいがある方が地域社会に参加し、その人らしさを持って暮らしていくためには、住まいの場での生活が、在宅福祉サービス等で支えられていることが大切です。また、介助している家族等の日中の負担軽減を図る観点からも日中活動系のサービスを充実させていくことが必要です。

アンケート調査から、福祉サービスの利用意向をみると、身体障がい者（身体）では「短期入所（ショートステイ）」、知的障がい者（療育）では「短期入所（ショートステイ）」「就労継続支援（A型、B型）」、精神障がい者（精神）では「自立生活援助」「就労移行支援」、重複障がい者（複数所持）では「生活介護」の希望が最も高くなっている等、様々なサービスが必要とされています。

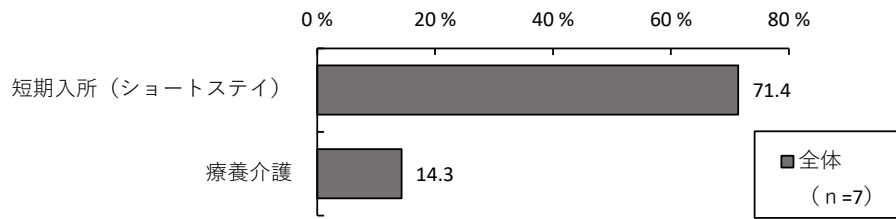
本町において、これらの事業について周知を進めていくとともに、町内で整備が進んでいない事業については、今後、提供できるよう基盤整備に努めていくことが必要です。

また、今後の国の動向にも対応しつつ、引き続き障がい福祉サービスの提供基盤等の充実を図ることが必要となっています。

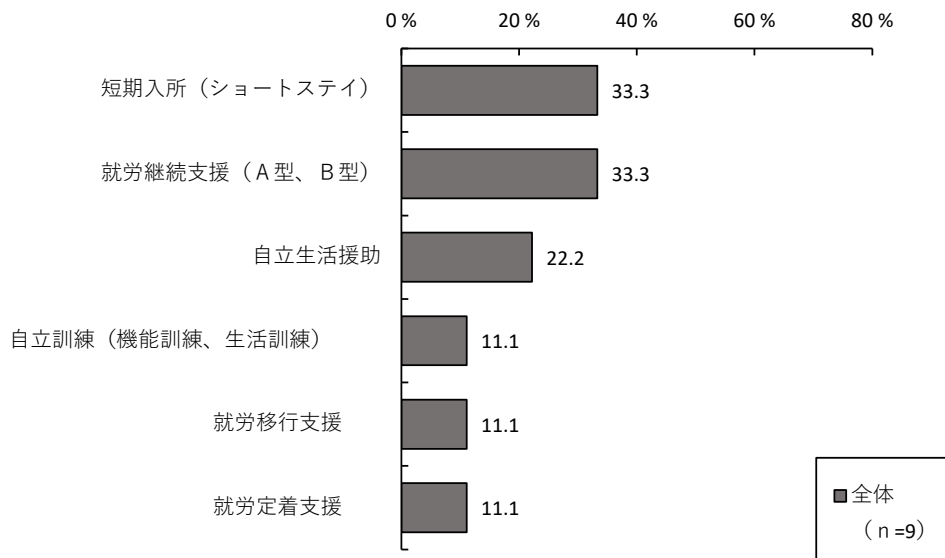
【新たに利用したいサービスの有無】



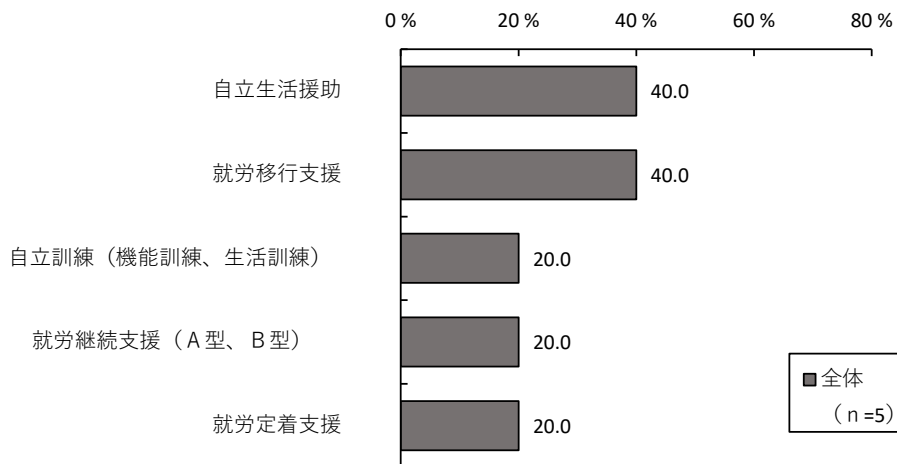
【身体障がい・日中活動系サービスの利用意向(上位 2 項目)】



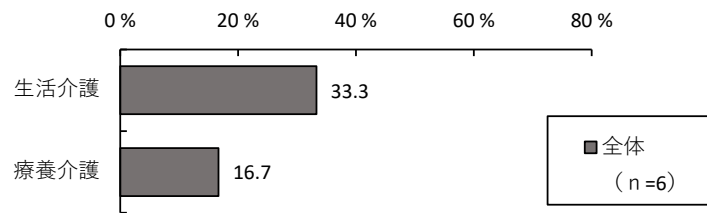
【知的障がい・日中活動系サービスの利用意向(上位 6 項目)】



【精神障がい・日中活動系サービスの利用意向(上位 5 項目)】



【重複障がい・日中活動系サービスの利用意向(上位 2 項目)】



施策の展開

前計画の実施状況

- 在宅での生活が円滑に行われるよう、相談支援に取り組むとともに、日中一時支援・移動支援・日常生活支援等の地域生活支援事業、補装具の交付事業等の福祉制度を最大限活用しました。
- 担当課内で情報共有し、連携してサービス提供を行いました。
- 発達障がいとその疑いのある保護者への相談対応や専門機関との連携に努めました。保育所等や小・中学校の担当者と定期的に情報交換を行い、適切なサービス利用、スムーズな受入体制づくりに努めました。

課題及び今後の取組み

- 今後も在宅での生活が円滑に行われるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- 各保育所等や小学校との連携の強化を目指します。

具体的な施策

障がい福祉サービスの充実	訪問系サービスや日中活動系サービス等の障害者総合支援法における各種障がい福祉サービスの充実を図ります。
地域生活支援事業の充実	市町村が独自に行うサービスである「日中一時支援事業」の地域生活支援事業の充実を図ります。
高齢者保健福祉、介護保険サービスとの連携	サービスの利用要件を勘案しながら、介護保険サービスの利用も促進し、よりよい生活ができるようにサービス提供を行います。
難病患者や発達障がい者等に対する支援	難病患者や発達障がい者（児）に対しても、専門機関等と連携して、適切な生活支援に努めるとともに、支援制度の充実を国・県に要望していきます。

2 居住系サービスや施設福祉サービスの充実

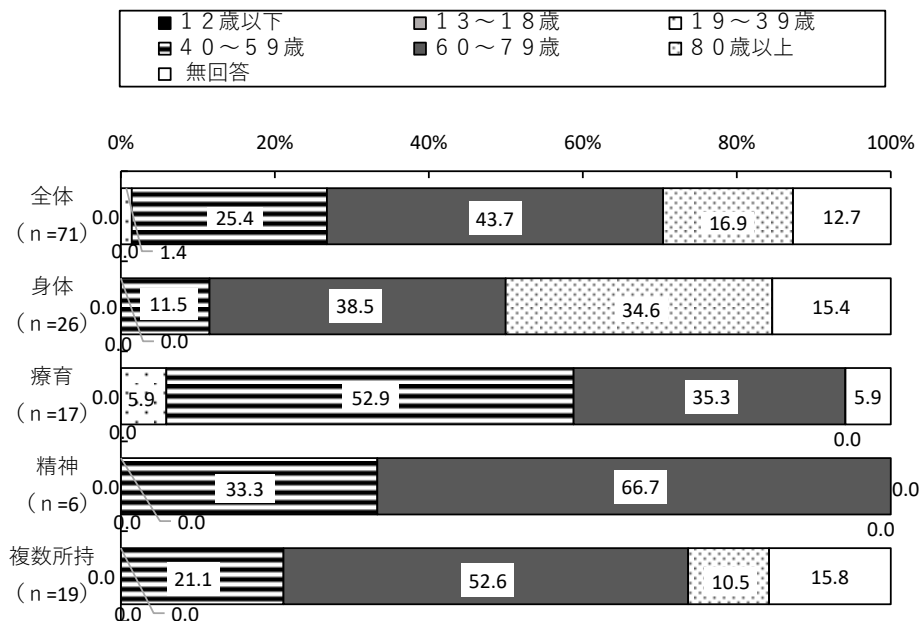
現状と課題

障がいがある方が施設や病院から地域生活に移行するためには、生活の拠点となる住まいの確保が大切です。その中で、グループホームは、障がいがある方が仲間とともに地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、必要性が高くなっています。

手帳所持者アンケート調査の主な介助者の年齢では、身体障がい者（身体）、精神障がい者（精神）、重複障がい者（複数所持）で「60～79歳」（身体：38.5%、精神：66.7%：複数所持：52.6%）が最も高くなっています。介助者の高齢化が進んでおり、家族の介助が難しくなったときに、安心して住み慣れた地域で暮らせる居住の場が今後は求められてくると考えられます。

本町では有明圏域で事業所と連携して、グループホームの整備推進を今後も行っていく必要があります。一方で、障がいの状態等で自宅や地域で生活できない障がいがある方もいることから、これらの方々にも配慮して施設入所支援の必要量の確保が必要です。

【主な介助者の年齢】



施策の展開

前計画の実施状況

- 有明圏域で事業所と連携して必要なサービスを提供するための基盤整備を行いました。

課題及び今後の取組み

- 親亡き後も住み慣れた地域で安心して生活するためにはグループホームは不可欠です。利用ニーズも増加すると考えられるため、ニーズに合わせた必要量の確保に努めます。
- グループホームの入所希望者が多くなっている傾向にありますが、施設入所が必要な障がいがある方のためにもニーズの把握に努め、県や近隣市町と協議し必要量確保のために調整を行います。

具体的な施策

グループホームの整備推進	今後、県と連携・協議しながら受け皿としてのグループホームの整備を進めていきます。
入所施設の状況把握	施設入所希望者のニーズ把握に努め、県や近隣市町と協議・調整を行います。
入所施設との連携	入所施設との連携を密にし、入所者が快適に生活できる施設環境づくりについて理解・協力を求めています。

3 情報提供・相談支援体制の充実

現状と課題

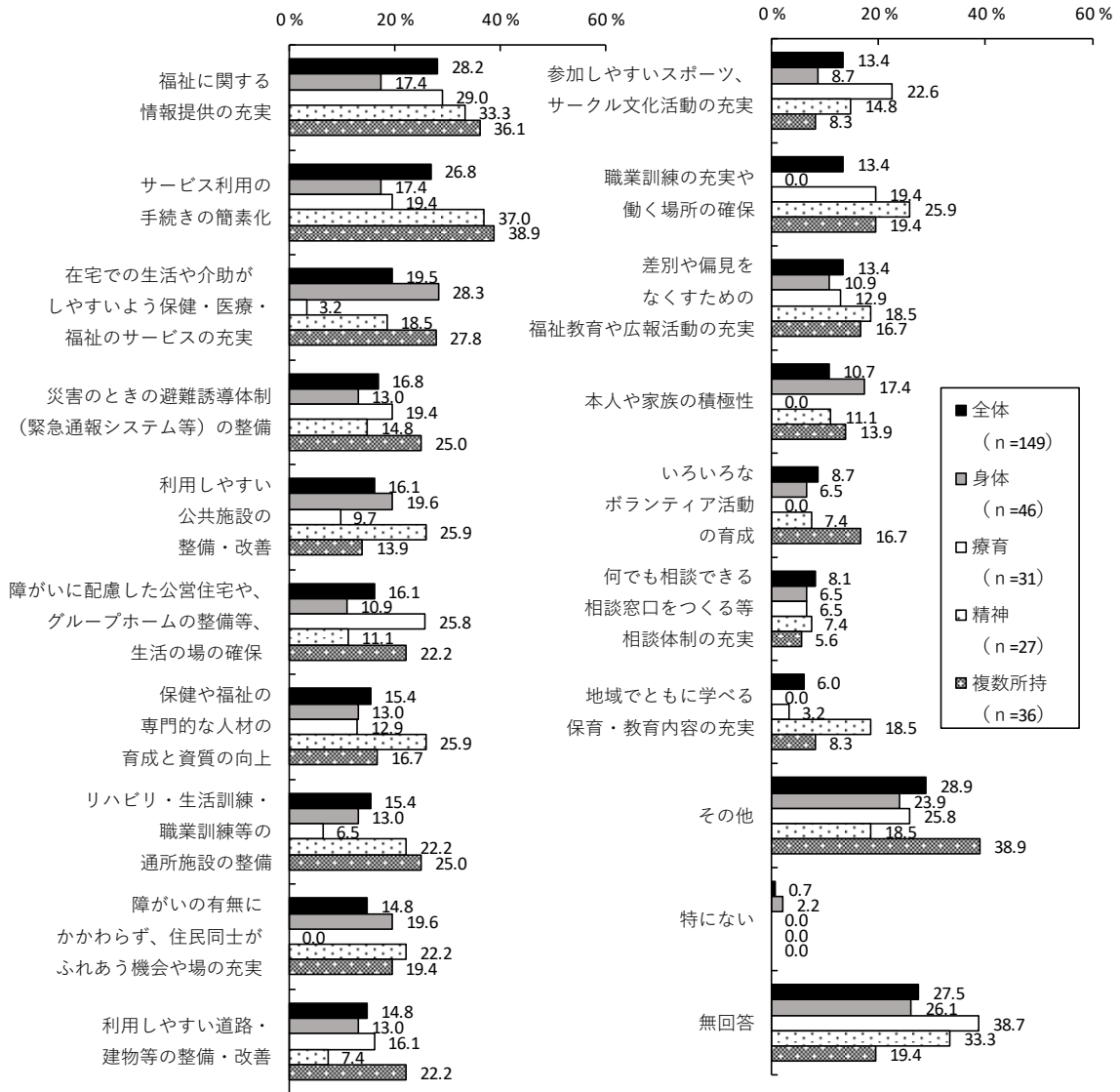
障がいがある方が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、障がいがある方やその家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談体制や、必要な情報が得られることが求められています。

手帳所持者アンケート調査の住みやすいまちをつくるために必要なことでは「福祉に関する情報提供の充実」や「サービス利用の手続きの簡素化」、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉サービスの充実」等の福祉サービスや情報提供の充実を求める声が多くあがっています。

現在、本町では、障がいがある方からの相談に対して、福祉課や保健センター等での相談対応や、有明圏域2市4町の共同で相談支援を実施しており、今後もこれらの支援の充実と連携強化が大切です。今後は、身近な相談の場として基幹相談支援センターを設置する等の相談体制の強化に取り組んでいきます。

情報提供については、「有明広域圏 障がい福祉サービスマップ」のパンフレット等での情報提供を行いました。今後も移り変わる福祉制度の動きについて、引き続ききめ細やかな情報提供を行うことが求められています。さらに、行政文書等の情報提供の際には、点訳・音訳等の配慮をはじめ、インターネット等の情報媒体を活用する等、今後も障がいの有無に関わらず、必要な情報を入手できるよう、可能な限り障がいに応じた情報提供ツールのバリアフリー化を進めていくことが課題となります。

【住みやすいまちをつくるために必要なこと】



施策の展開

前計画の実施状況

- 障がい児の相談支援事業所に身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を配置し、また、よりきめ細やかな支援ができるように、本町内の相談支援事業所、有明圏域で委託している相談事業所との連携強化を図りました。
- 地域福祉権利擁護事業において判断能力が不十分な高齢者、認知症の方、障がいのある方等に対し、相談支援や生活支援、金銭管理等を行い、金銭管理については預かりサービスも並行して行いました。
- 地域福祉ネットワーク会議において、民生委員担当地区ごとに座談会を開催し、民生委員、福祉員、区長等と心配な世帯の情報共有、また相談支援につなげました。そのほかにも、必要に応じて行政との情報共有を行いました。

課題及び今後の取組み

- 今後もよりきめ細やかな支援・相談体制が確保できるよう事業所等との連携強化に努めます。
- 金銭管理等支援については、本人が通帳等を預けることに抵抗されるケースや、スマートフォンによるキャッシュレス決済等、通帳管理だけでは把握できないケースも多く、問題を抱える方の継続した相談支援を行います。

具体的な施策

障がい者相談支援事業の充実	相談支援事業所と連携をより密にしていきます。また、障がいがある方や関係者等に対して周知・利用促進を図ります。
関係機関等の相談事業との連携	地域福祉ネットワーク会議において、民生委員、福祉員、区長等と座談会を開催し、支援が必要な障がいがある方の情報提供・共有を行います。多くの方に参加してもらえるよう時間帯等を考慮して開催します。
意思疎通支援事業の充実	地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」において手話通訳者等の育成・派遣を行います。

4 生活安定施策の充実

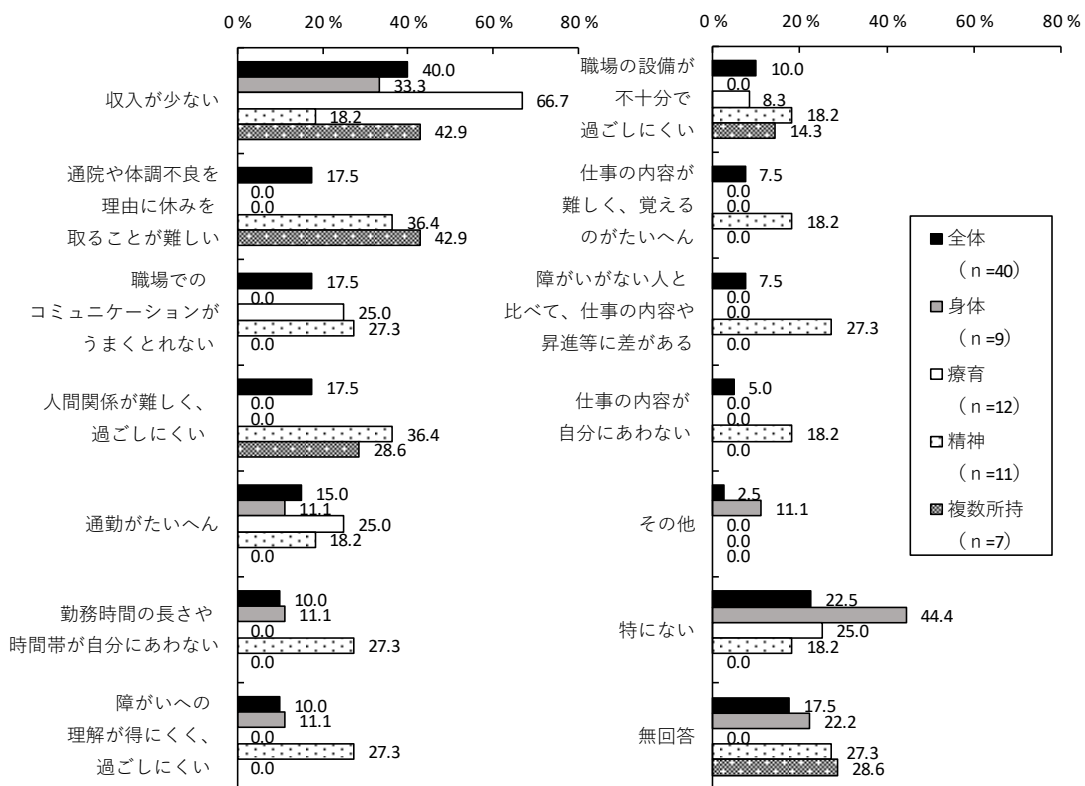
現状と課題

障がいがある方が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労による収入安定を図るほか、所得保障の充実が必要となります。障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がいがある方やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。また、近年、消費者トラブル等も増加しており、情報提供や地域の見守り体制等、地域ぐるみによる防犯体制の強化も必要となっています。

手帳所持者アンケート調査の仕事上の悩みや困りごとでは、特に知的障がい者（療育）、重複障がい者（複数所持）で「収入が少ない」の割合が高くなっており、これらの方々の不安の解消に向け、手当等の所得保障に関する情報提供が必要と考えられます。

このため、国・県等と連携して、各種年金・手当制度等の周知と充実に努め、障がいがある方の生活の安定を図るほか、消費者被害をはじめとする犯罪や事故から障がいがある方を守るため、警察や県消費者センターと連携して犯罪防止のための情報提供や啓発を進めていきます。町内においては、消費生活に係る相談窓口設置の充実を図る等、体制づくりを進めていきます。

【仕事上の悩みや困りごと】



施策の展開

前計画の実施状況

- 生活安定施策においては、総務課を中心に消費者行政ネットワーク会議（有識者や弁護士、心理士等にも出席依頼）を随時開催し、悪質な訪問販売等への相談対応等への強化を行いました。

課題及び今後の取組み

- 本町と関係機関とで消費者被害等の発生している事案に関して情報共有し、多発している事案については積極的に周知を行います。また、消費者被害等の未然防止のため共同啓発に取り組みます。タブレット端末を利用した相談対応や関係機関との連携した相談対応を行い相談窓口の強化を図ります。

具体的な施策

消費者被害や犯罪・事故等の防止	タブレット端末を利用した相談対応や関係機関との連携した相談対応を行い相談窓口の強化を図ります。地域警察や関係機関との連携強化を図り、消費者被害等未然防止のための共同啓発に取り組みます。
------------------------	--

5 権利擁護・虐待防止の推進

現状と課題

障がいがある方が社会の構成員として、一人ひとりの人格と個性が尊重され、その人の権利が守られていることが大切です。地域生活を進めていく上で、障がいにより判断能力が十分でない人は、自らの判断で、適切なサービスを受けることができない可能性があります。

町では障がいがある方が適切なサービス利用ができるよう、社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業や、財産の管理等の支援となる成年後見制度等の権利擁護サービスを実施しており、利用促進のための周知等に取り組んでいます。

また、障がいがある方に対する虐待の防止については、平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、障がいがある方への虐待に関する通報窓口や相談等を行う障がい者虐待防止センターを設置し対応を行っています。虐待の原因となる要素を早期に発見し、未然に防止するためには、障がいに対する正しい理解と、虐待防止に対する社会全体の認識を深めることが大切です。

施策の展開

前計画の実施状況

- 町の社会福祉協議会においては、権利擁護事業を行い、障がいがある方の財産等の管理を行いました。
- 虐待防止においては、学校や地域福祉ネットワーク、民生・児童委員等に早期発見に協力してもらい対策を行い、通報案件についての調査実施を行いました。
- 選挙等への配慮については、車椅子の使用、バリアフリー対策、代理投票を行いました。

課題及び今後の取組み

- 今後も権利擁護に関する制度や虐待防止センターに関する周知を行い、個人が尊重され人権が守られた社会の構築に努めます。
- 意思決定支援の推進として、臨機応変に対応をし、障がいがある方に対する選挙等における配慮等に努めます。

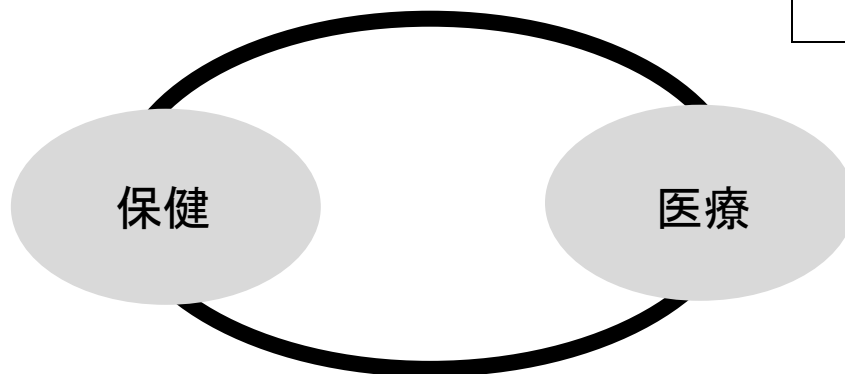
具体的な施策

権利擁護関連制度の周知	県や関係機関のパンフレット等を配布することにより、周知に努めます。また、今後は成年後見制度の活用を進めます。
虐待防止に向けた連携体制の構築	家庭、地域での虐待等に対する情報を共有し、関係機関、団体等と連携して、虐待防止ネットワークの強化に努めます。
行政機関等における選挙等への配慮	障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供や移動に困難を抱える障がいがある方に配慮した投票所のバリアフリー化等、選挙等における配慮を行います。

基本目標5

健やかに生活するための保健医療体制づくり

保健、医療



■ 基本的な考え方 ■

障がいの予防と早期発見、早期療育は障がい者施策の中で重要な課題の一つです。障がいには、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見・早期治療・早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては、特に予防面を強化する必要があります。また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が役割を担っており、その一層の充実を図る必要があります。

本町では、障がいの早期発見・早期対応を図る観点から、保健センターの母子保健事業において、妊娠期に妊婦健康診査の実施や、病気や障がいのあった場合の対応等も含め情報の提供をしています。また、乳幼児期については、乳幼児健康診査や子育て相談、発達相談等を通じ、障がいの発見と相談等の支援を行っています。一方、成人期・高齢期の方については、特定健康診査やがん検診等を実施しているほか、健康づくり・介護予防事業を実施する等、生活習慣の改善や疾病予防・介護予防に重点を置いた施策を推進しています。また、うつ病や自殺予防対策として、こころの健康づくりに向けた健康教育や相談の充実に向けて取り組む等、身体とこころの双方からの支援を推進しています。

今後も、保健・医療に係る関係機関等との連携のもと、障がいの予防・軽減や早期発見・早期療育につなげる体制づくりを進めるほか、障がい者施策に対する医療、医学的リハビリテーション等の充実による障がいがある方の健康の保持・向上等、障がいがある方のすべてのライフステージ※10に関わっていく体制づくりが必要となります。

※10 ライフステージ：乳幼児期、青壮年期、高齢期のような人の生涯における各段階を表します。

1 予防と早期発見、治療の充実

現状と課題

本町においては、できるだけ早期に障がいを発見し、適切な治療・支援に結びつけられるよう、母子保健事業を中心に、妊産婦や乳幼児の健康づくりや子育て中の保護者に対する相談・支援を推進しています。また、成人期においては、健康づくり事業による生活習慣病等の疾病の予防等に努めているところです。

今後も、ライフステージに応じた障がいの発生予防と早期発見・支援に向けた様々な対策が必要です。また、うつや自殺予防対策の観点からこころの健康づくりについても、相談に関わる専門員の配置等、体制づくりを進めていく必要があります。

施策の展開

前計画の実施状況

- 母子から高齢者まで各世代からの健康相談を随時実施しています。
- 乳児家庭全戸訪問は生後1か月～2か月児を対象に実施し、乳幼児健診は新型コロナウイルス感染症予防のため、医療機関での個別受診と保健センターで栄養指導・歯科指導・保健指導を受けてもらう教室に切り替えて実施し、早期発見・早期療育に努めました。
- 生活習慣病等の早期発見・早期治療を目的に特定健診（一般健診）及び後期高齢者健診を実施しています。
- 介護予防教室を実施している公民館を地域医療介護総合確保基金（介護基盤緊急整備特別対策事業）の交付金を活用し、改修していますが、まだ老朽化が進み、高齢者にとっては利用しにくい施設もあるのが現状です。
- 自殺予防については、広報での周知、相談場所記載ファイルの全戸配布及びこころの健康相談を定期的に行いました。
- 障がい児保護者への支援として、子育て相談を実施し、必要に応じて、療育事業所や小学校見学の調整や同行を行いました。

課題及び今後の取組み

- 新型コロナウイルス感染症の影響により中止した事業を再開し、健康教育・相談事業を継続していきます。
- 乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診の周知・受診勧奨を保育所等、福祉課と連携して欠席者への電話連絡だけでなく、家庭訪問を行い、障がいの予防と早期発見、早期治療に継続して取り組みます。
- 特定健診（一般健診）について、若年層の受診率が低いため、広報による健診の周知、訪問による健診の受診勧奨を行います。
- 地域医療介護総合確保基金（介護基盤緊急整備特別対策事業）の交付金を活用して、今後も改修を行っていきます。
- 障がい児保護者への支援として、保護者対象に茶話会の実施や、保育所等の巡回を行い、必要があれば学校との連絡調整や、ケース会議を行います。また、継続して子育て相談を実施していきます。

具体的な施策

健康教育・健康相談の充実	地域に出向き、各地区での健康教育・相談を実施します。
乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問等の充実	乳幼児健診等の周知・受診勧奨を行います。また、必要に応じて関係機関と連携しながら、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問等を充実させます。
健（検）診の充実	広報による健診の周知、訪問による個別健診受診勧奨に取り組みます。
介護予防の推進	介護予防教室等を実施し、高齢者の疾病予防と障がいの発生予防に取り組みます。
こころの健康づくりの推進	健康教室等において、うつ病等に関する情報提供や相談に取り組みます。また、専門スタッフの配置に努めます。
障がい児保護者への支援	関係機関等と連携し、保護者に対して相談や情報提供を行います。

2 医療サービスの充実

現状と課題

障がいがある方にとって医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がいがある方の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、ライフステージに対応した連携体制も必要となります。

本町では自立支援医療やこども医療費助成制度等の医療費負担の軽減に係る助成制度を展開しているほか、障がいがある方に対する適切な医療サービスの提供等のために、地域の医療機関との連携を図っています。今後もこれらの取り組みについて支援や連携体制の強化を進めていく必要があります。

施策の展開

前計画の実施状況

- 有明圏域で連携して、医療機関等と連携を図りました。
- 福祉課への相談や、子育て相談を利用し、依頼があったケースにおいて医療機関への情報提供を行いました。
- 精神病院等との連携やこころの健康相談事業等の本人及び家族への支援を行いました。また、自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳の申請や交付業務の円滑化を図り、自立支援サービスの利用を支援しました。
- 令和3年度にこども医療費の対象年齢を15歳から18歳（高校3年生相当）に引き上げ、現物給付、償還払いを行いました。

課題及び今後の取り組み

- 今後も継続して有明圏域や医療機関との連携を図り医療体制の充実に努めます。
- 今後も継続して相談対応等を行い、必要があれば関係機関へつなげます。

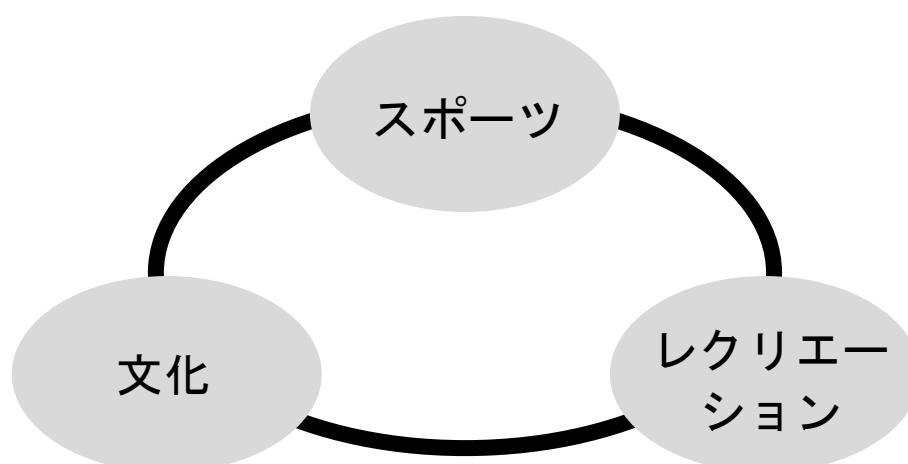
具体的な施策

医療機関等との連携	医療機関や医師会等の関係機関に対して、障がいがある方が受診しやすい環境づくりについて、理解・協力を求めています。
精神保健医療対策の推進	精神科病院等の関係機関と連携して、地域の精神保健・医療体制の充実に努めます。また、当事者団体等の活動支援に努めます。
医療費助成制度の周知	障がいがある方が必要な医療を適切に受けられるよう、医療機関等と連携して、医療費助成制度の周知を図ります。
障がいがある方等が情報を得やすいよう情報アクセシビリティの向上	手話の普及や情報通信技術（ICT）等を活用して、多様な手段で情報が入手できるように努めます。

基本目標6

生きがいを持って生活できる環境づくり

文化、スポーツ、レクリエーション



■ 基本的な考え方 ■

文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加の機会を確保することは、障がいがある方の社会参加の促進にとって重要であるだけでなく、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために大切なものです。

本町においては、公民館等で生涯学習講座の受講や、障がい者スポーツの実施等各種行事や学習の場を設けています。また、文化・スポーツ・レクリエーション活動を行う施設におけるバリアフリー化を推進し、障がいがある方や高齢者等が気軽に参加できる基盤づくりを進めています。

今後も、多様なニーズに応えた地域活動や文化・スポーツ・レクリエーション活動等の開催や支援を行い、障がいがある方が就労以外の場でも積極的に社会参加し、地域の人々とともにふれあうことができるよう、文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

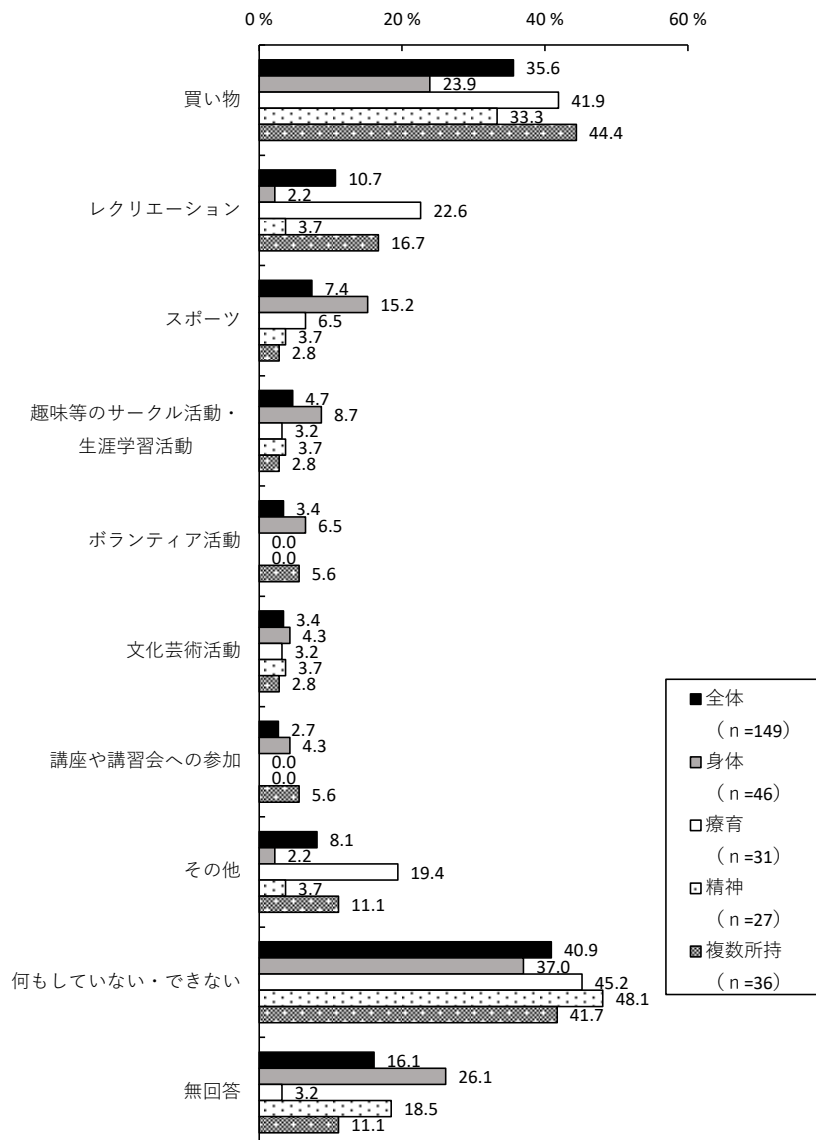
1 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

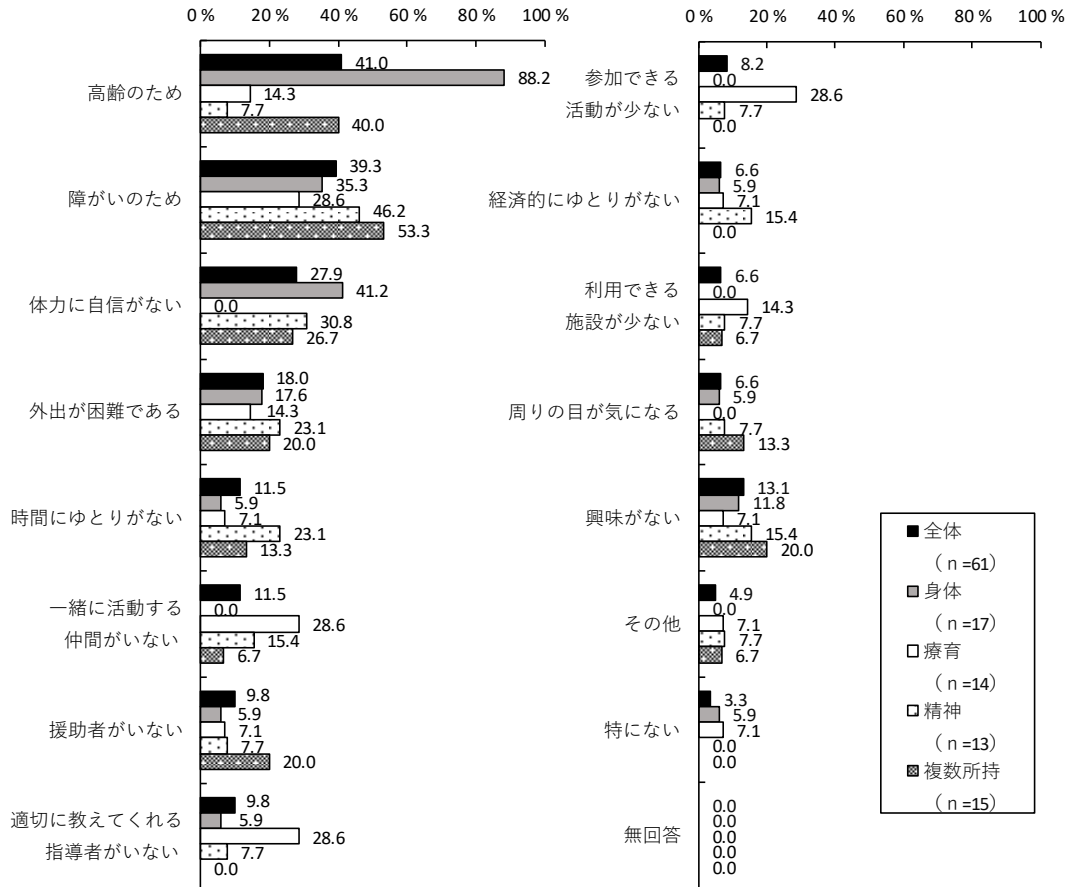
手帳所持者アンケート調査のスポーツや文化活動等の有無では「何もしていない・できない」が知的障がい者（療育）、精神障がい者（精神）、重複障がい者（複数所持）で4割を上回っています。また、スポーツや文化活動をしていない理由を尋ねたところ、身体障がい者（身体）では「高齢のため」、知的障がい者（療育）では「障がいのため」「一緒に活動する仲間がない」「適切に教えてくれる指導者がいない」「参加できる活動が少ない」、精神障がい者（精神）、重複障がい者（複数所持）では「障がいのため」が上位にあがっています。障がいにより様々な不参加の要因がありますが、ゆとりや潤いのある生活を送るためにも参加を促す活動が必要になります。

本町では、今後も、障がいの種別や程度に関わらず、障がいがある方もない方も、分け隔てなく誰もが気軽に参加できるような機会の充実を図ります。また、各種活動に関する啓発活動・広報活動も行う必要があります。

【スポーツや文化活動等の有無】



【スポーツや文化活動等をしていない理由】



施策の展開

前計画の実施状況

- 本町教育課では、公民館講座において、陶芸教室、郷土料理教室、郷土史教室、ペン字教室、太極拳教室、英会話教室、ひよっこ教室、日本舞踊教室の講座を開講し、町民の生きがいに努めました。
- 毎年、南関町福祉スポーツ大会の開催や、障がい者スポーツ・レクリエーションの実施等本町の社会福祉協議会の実施するスポーツ、文化活動等への支援に取り組みました。
- 図書館では、視覚障がいがある方のための点字図書、点字絵本、拡大写本、さわる絵本の貸出、さらに、コンテンツの読み上げやサイト内の配色変更等、障がいがある人も利用しやすい電子図書館^{※11}の運営に努めました。

課題及び今後の取組み

- 引き続き、生きがいのもてる環境づくりに努めますが、全体的に参加人数が少ないので新たな周知方法を模索します。
- 大活字本や点字資料について、需要が高い本や話題の本等の情報収集を実施する等、障がいがある人それぞれに合った読書手段の提供を図ります。

具体的な施策

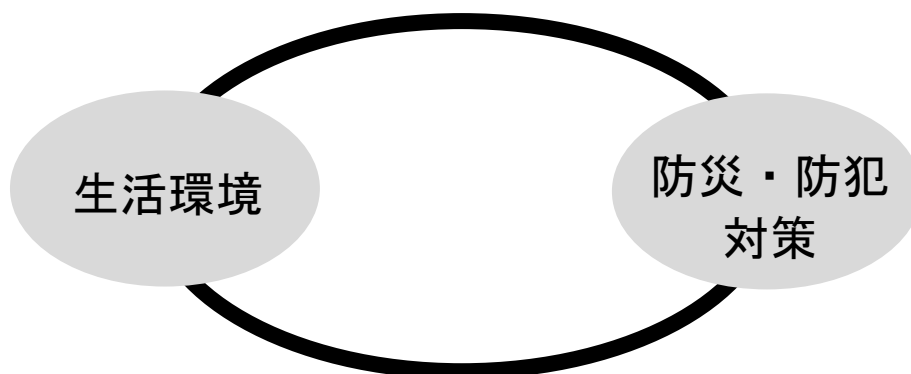
生涯学習講座等の充実	公民館等で開催する生涯学習や社会教育の講座等について、障がいがある方をはじめ、誰もが受講しやすい学習プログラムや教材づくりに努めます。
障がい者スポーツの推進	南関町福祉スポーツ大会の開催や、本町の身体障がい者福祉協議会の実施するスポーツ、文化活動等への支援に取り組みます。
図書館の充実	点字やテープ図書、大活字本や録音図書等の図書・資料の充実に努めます。
文化・スポーツ・レクリエーション関連施設のバリアフリー化	公民館等の公共施設のバリアフリー化等により障がいがある方が利用しやすい環境づくりに努めます。

※11 電子図書館：スマホやパソコンから電子図書を閲覧できるサービスのことです。

基本目標7

安心して暮らせるまちづくり

生活環境、防災・防犯対策



■ 基本的な考え方 ■

障がいがある方や高齢者のために障壁を取り除くバリアフリーの考え方から、年齢、身体の状態、性別等に関係なく、誰にとってもやさしいまちづくりを目指すユニバーサルデザインの考え方が広がってきています。

本町では、「人にやさしい庁舎としてハード面や老朽化への対応」「ユニバーサルデザインを取り入れた機能の整備」に基づき、車いす対応カウンター、多機能型トイレ、誰もがわかりやすいデザインの案内板の設置に努めています。また、助成制度による住宅や移動に関わる障壁の解消にも取り組んでいます。今後も、すべての人が安心・安全に暮らしていける生活環境の整備に取り組めます。

防災等の分野については、本町では災害時・緊急時においては、障がいがある方・高齢者等の安全が確保できるよう「地域防災計画」に基づき、地域の要支援者に関する情報収集や行政区単位での自主防災組織づくり、地域での見守りネットワークの構築等の防災対策を進めています。また、熊本地震や九州北部豪雨を教訓にハザードマップ^{※12}と避難行動要支援登録者宅を照らし合わせ、特に水害等の被害を受けやすい場所を特定していく予定です。今後も、災害時・緊急時に迅速な避難や安全の確保ができるように体制の整備に取り組めます。

※12 ハザードマップ：自然災害（洪水、土砂災害、地震、火山、津波など）による被害を予測し、その被害範囲や避難場所などの情報が地図上に示されたものです。

1 公共施設等の整備

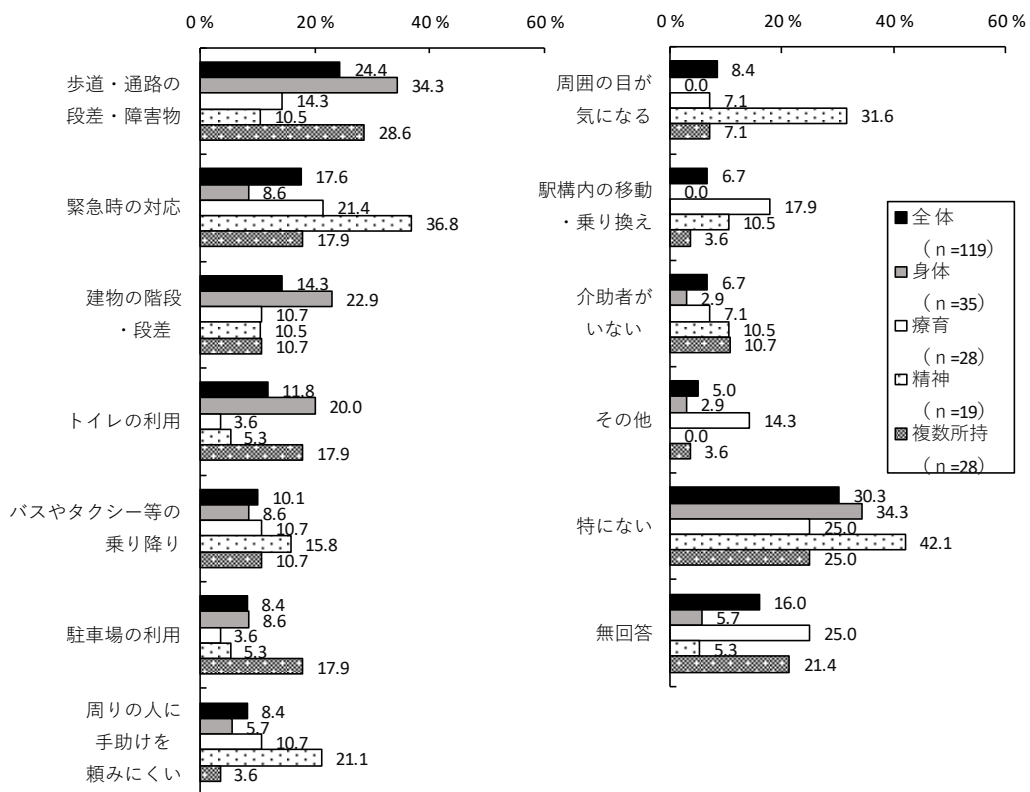
現状と課題

ユニバーサルデザインの考えに基づき、障がいがある方や高齢者等が生活する上で利用する様々な公共機関や生活関連施設の環境の整備・改善が必要です。国においては平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」が施行され、建築物・交通の両方の視点からすべての人が住みやすいまちづくりに向けた取組みを推進しています。

本町でも、町役場や関連施設等の整備・改善を計画的に進めていますが、手帳所持者アンケート調査の外出時に不便や困難を感じることで「歩道・通路の段差・障害物」「緊急時の対応」「周囲の目が気になる」が障がいの種類によっては高くなっています。

今後も、障がいがある方にとって利用しやすいまちをつかっていくだけでなく、町民の誰もが利用しやすい公共施設等の整備・改善に努めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた人にやさしいまちづくりを一層推進します。

【外出時に不便や困難を感じること】



施策の展開

前計画の実施状況

- 交流センターは元々ユニバーサルデザインとなっており、大広間を福祉避難所も兼ねる避難所として使用しています。

課題及び今後の取組み

- 引き続き、国及び県の指針やノーマライゼーションの理念のもと、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。
- 避難所については、今後は別室を個室として特性がある方にも提供できるよう整備に努めます。

具体的な施策

ユニバーサルデザインに基づく公共施設の整備	ユニバーサルデザインの視点に基づき、すべての人の利用に配慮した施設整備を行います。
既存の公共施設のバリアフリー化	障がいがある方の施設の利用頻度や改善の緊急度を勘案してバリアフリー化を計画的に進めます。
障がいがある方等が情報を得やすいよう情報アクセシビリティの向上	手話の普及や情報通信技術（ICT）等を活用して、多様な手段で情報が入手できるように努めます。

2 道路や交通・移動手段、住まいの整備

現状と課題

移動手段を確保することは障がいがある方の外出に対する抵抗感を減らし、日常生活の行動範囲の拡大や社会参加の促進へとつながる大切なものです。また、住まいの場においても不便が生じないようにバリアフリー化が望まれます。

しかしながら、手帳所持者アンケート調査の外出時に不便や困難を感じることでは「駅構内の移動・乗り換え」「バスやタクシー等の乗り降り」に不便を感じている人も少なくなく、充実を図ることが求められています。

本町では、バス等の公共交通機関の利用が不便な地域があるため、移動手段の確保として、移動支援事業の実施や、タクシー利用に係る助成制度等、公共交通機関に代わる障がいがある方・高齢者等の移動手段の充実に取り組んでいます。また、障がいがある方が安心して自宅で生活できる環境づくりとして、バリアフリーの住まいや、住宅改修を支援する事業・制度の推進を図っています。

今後も障がいがある方が地域の住まいで暮らすことができるよう、道路交通環境の整備や移動手段の充実、住宅のバリアフリー化等の整備に取り組めます。

施策の展開

前計画の実施状況

- 交通安全施設工事として、カーブミラー・ガードレール・指示標識・区画線等の設置を毎年行っています。
- タクシー料金助成事業では、運転免許証保有者が、同一世帯にいない、または医療機関、介護施設等に入院・入所している世帯であることが利用要件の一つですが、令和4年から主治医の意見書を添付することで、意見書対象期間は運転免許証保有者の在宅療養中も利用可能とする特例を追加しました。

課題及び今後の取組み

- 利用者が安全で安心して通行・通学できるように定期的に道路パトロールや歩行者通行帯の確保及び現道の拡幅、県と連携しての県道の歩道整備を実施します。また、緊急車両がスムーズに通行できるように狭窄部の解消を行います。
- 今後も継続して施策の周知、交通手段の確保を図ることにより、障がいがある人にもない人にもやさしいまちづくりに努めます。

具体的な施策

安全な道路整備	国・県等と連携しながら、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づき、安全施策として歩道等の整備を図ります。
交通・移動関連サービスの充実	移動支援事業等の障がいがある方の移動等に関連する各種サービス・制度のさらなる周知と充実に努めます。また、高齢者移送サービス事業等、その他の活用できるサービスについても周知と利用促進を図ります。

3 防災・防犯対策の推進

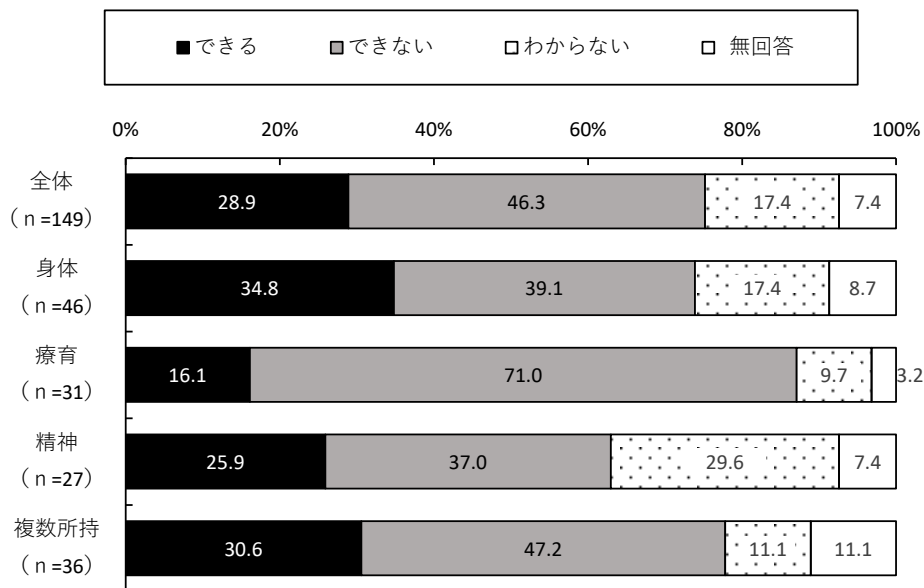
現状と課題

障がいがある方が安心して地域で生活するためには地震や豪雨等の災害が発生したとき等の非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被害を最小限にとどめる「減災」を図ることが大切です。

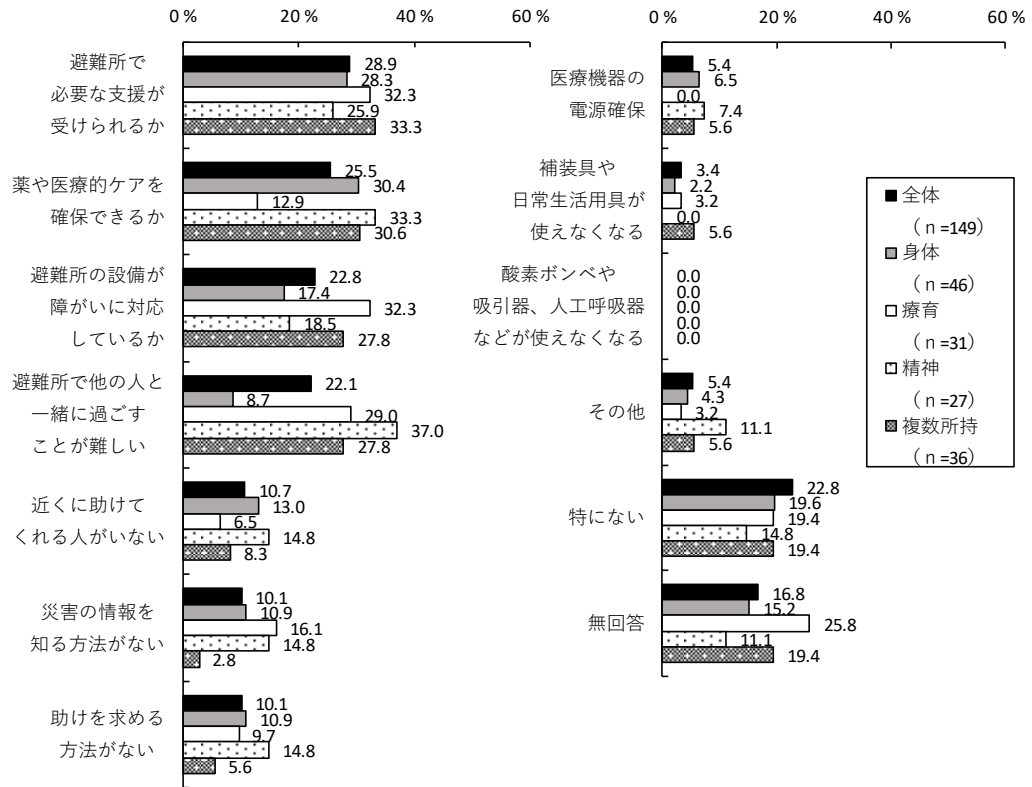
手帳所持者アンケート調査の災害時の単独での避難可否では、特に知的障がい者（療育）、重複障がい者（複数所持）で「できない」が高くなっています。また、災害時の心配ごとでは身体障がい者（身体）で「薬や医療的ケアを確保できるか」、知的障がい者（療育）で「避難所で必要な支援が受けられるか」「避難所の設備が障がいに対応しているか」、精神障がい者（精神）で「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」、重複障がい者（複数所持）で「避難所で必要な支援が受けられるか」が最も高くなっており、障がいの種類によって心配ごとは様々となっています。

地域の意識づくりや緊急通報システムの整備とともに、災害による被害を最小限に抑える基盤づくりを推進していく必要があります。

【災害時の単独での避難可否】



【災害時の心配ごと】



施策の展開

前計画の実施状況

- 避難行動要支援者の避難プランを作成し、避難支援体制の整備を図りました。
- 前計画期間中に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（5ヶ所）に避難確保計画の作成及び提出を求め、全施設より提出完了しました。
- 民生委員・児童委員を通して避難行動要支援者の対象となる方の避難支援名簿への登録呼びかけを行いました。
- 令和4年度には、隔年で開催している総合防災訓練を実施し、災害時における各関係団体との受援体制を強め、自主防災組織連絡協議会を実施し、自主防災組織に対して防災活動の啓発を行いました。
- 福祉避難所については、交流センターを自主避難所の機能を兼ねる形で設定しており、拠点福祉避難所として、民間の施設と協定を行い、福祉避難所での生活が困難な場合に、避難所として開設できるようにしています。
- 避難場所の周知に関しては、広報なんかん、町ホームページ、防災行政無線（屋外、戸別）による従来からの周知方法に加えて、令和4年度より新たに、LINE、登録制メール愛情ねっと、防災アプリハザードンの活用による避難場所の周知を行っています。

課題及び今後の取組み

- 避難に係る個別の計画を推進できるよう、町民に対して避難支援名簿登録を社会福祉協議会の見守りネットワークと連携して推進していきます。また、事業については周知・啓発を図ります。
- 高齢者世帯が多くなり、積極的な参加が難しく、町民の自主防災活動に対する理解、防災に関する担い手が不足しているため、各自主防災会において、自助・共助の必要性を持ちながらの防災教育、避難行動要支援者対策、避難所運営等の活動に努めます。

具体的な施策

「地域防災計画」等による 防災対策の推進	「地域防災計画」や「災害時要援護者避難支援計画」に基づき、避難場所等の防災に関する知識・情報の普及や地域組織や保健・福祉・医療関係機関等と連携した地域の自主防災組織づくりに取り組みます。
避難行動要支援者の避難 支援体制の充実	災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時に支援を必要とする方の安全確保と避難誘導等の支援体制を強化します。また、災害時における避難場所や防災対策について情報の提供に努めます。
避難場所の周知	災害時の避難場所の確保及び周知を進めます。また、特別な支援を要する人に対しては福祉施設等の活用等、状況に応じた対応が行えるよう連携に努めます。

第3部 方法論

第1章 障がい福祉サービス等の展開

この章では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の規定による「市町村障害福祉計画」に該当する部分として、国の基本指針も踏まえながら、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の提供状況や具体的な必要量の見込み及び見込み量の確保、地域生活移行や就労移行等に関わる令和8年度までの数値目標等を定めています。

なお、市町村において障がい児福祉計画の策定が義務付けられており、同計画は障がい福祉計画を一体的に策定します。

1 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績と評価

(1)障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

居宅介護の利用時間はすべての年度で、計画値よりも実績値が少なくなっています。しかし、利用者数については、すべての年度で、計画値よりも実績値が多くなっています。また、利用時間については、年度によって増減があります。障がいがある方の高齢化や重度化により、今後もサービス利用は増加することが予測されます。

重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援は、対象者がおらず実績がありませんでしたが、今後もサービスが提供できる利用体制を維持していく必要があります。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	400	430	460	366	272	420
	人/月	14	15	16	25	23	20
重度訪問介護	時間/月	210	210	210	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
行動援護	時間/月	10	10	10	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
同行援護	時間/月	25	25	25	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

令和5年度については10月末までの実績

※コロナウイルス感染症により利用者数が減少しています。

※事業所の休止で本人の利用ができていません。

② 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型）は、すべての年度で計画値よりも実績値が少なくなっています。

自立訓練（機能訓練）、短期入所（医療型）は、実績がありませんでした。

就労移行支援の利用量は、令和4年度以外、計画値よりも実績値が少なくなっていますが、利用者数は、すべての年度で、計画値よりも実績値が多くなっています。また、短期入所（福祉型）では、すべての年度で計画値よりも実績値が多くなっています。介護者の高齢化や、突発的な利用が増えたことが考えられます。

就労継続支援（A型）は、令和3年度の利用者数以外、計画値と同じ又は実績値が少なくなっています。

就労定着支援は、計画値と同じ又は実績値が少なくなっています。

療養介護では、すべての年度で、計画値と実績値が同じ数値になっています。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	964	964	964	841	790	834
	人/月	66	66	66	44	47	41
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	23	23	23	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	38	38	38	16	15	36
	人/月	2	2	2	1	1	2
就労移行支援	人日/月	20	20	20	14	33	45
	人/月	2	2	2	3	4	3
就労継続支援 (A型)	人日/月	600	640	680	573	483	493
	人/月	30	32	34	33	32	28
就労継続支援 (B型)	人日/月	489	538	603	415	341	435
	人/月	30	33	37	27	21	22
就労定着支援	人/月	2	3	4	2	1	0
療養介護	人/月	5	5	5	5	5	5
短期入所 (福祉型)	人日/月	14	14	14	25	22	22
	人/月	4	4	4	10	6	3
短期入所 (医療型)	人日/月	11	11	11	0	0	0
	人/月	2	2	2	0	0	0

令和5年度については10月末までの実績

※コロナウイルス感染症により利用者数が減少しています。

※事業所の休止で本人の利用ができていません。

③ 居住系サービス

自立生活援助の利用はありませんでしたが、障害者総合支援法の改正（2016年改正、2018年施行）により新設されたサービスであるため、制度が浸透することで、利用者の増加が見込まれます。

共同生活援助（グループホーム）は、すべての年度で見込みを上回っています。潜在的な対象者に気づくことができたことや、支援者がおらず一人で住めない方が増加したことにより、サービス利用が増加したと考えられます。また、共同生活援助施設（グループホーム）箇所数が増加したことにより、入居しやすくなったことも増加要因として考えられます。今後もこの傾向は続くと考えられるため、サービスが提供できる利用体制を維持していく必要があります。

施設入所支援は、すべての年度で計画値よりも実績値が少なくなっています。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	5	5	5	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	22	23	24	25	25	27
施設入所支援	人/月	32	33	34	27	27	25

令和5年度については10月末までの実績

④ 相談支援サービス

計画相談支援は、令和5年度には見込みを上回っています。今後もこの傾向は続くと考えられるため、サービスが提供できる利用体制を維持していく必要があります。

地域移行支援、地域定着支援は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	23	24	25	12	10	26
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0

令和5年度については10月末までの実績

⑤ 障がい児支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援は、見込みを上回っています。今後もこの傾向は続くと考えられるため、サービスが提供できる利用体制を維持していく必要があります。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、対象者がおらず実績がありませんでした。相談には対応できます。

放課後等デイサービスは、すべての年度で見込みを上回っています。発達障がいの理解が社会に広まったことや、支援体制が整ってきたことにより、発達障がいがある子の利用者が増えたことが考えられます。また、療育が身近になってきていることにより、今後もこの傾向は続くと考えられます。サービスが提供できる体制を維持し、さらに相談体制を強化していく必要があります。

保育所等訪問支援は、令和4年度以外、実績がありませんでした。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は、令和5年度から配置しており、今後対象の児童の就学等が見込まれるため、相談があったら対応できる体制を整えています。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	114	124	134	140	203	283
	人/月	12	13	14	26	32	34
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	191	201	212	235	265	315
	人/月	18	19	20	27	29	29
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1	0	1	0
	人/月	1	1	1	0	1	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	4	4	4	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
障害児相談支援	人	10	11	12	6	9	10
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	1	1	0	0	2

令和5年度については10月末までの実績

※他のサービスと違って、事業所が柔軟に対応しています。

※希望者が増えており、切れ目のない支援が必要です。

⑥ 地域生活支援拠点等の設置箇所数

地域生活支援拠点等の設置箇所数は、計画値と同じ又は実績値が多くなっています。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	1	1	1	1	1	2

令和5年度については10月末までの実績

⑦ 地域生活拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

地域生活拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数は、計画値と同じ又は実績値が多くなっています。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	1	1	1	1	1	3

令和5年度については10月末までの実績

(2)地域生活支援事業

① 相談支援事業

障害者相談支援事業は、すべての年度で、計画値と実績値が同じ数値になっています。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	4	4	4	0	0	0

令和5年度については10月末までの実績

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	0	0	0

令和5年度については10月末までの実績

③ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	人	1	1	1	0	0	0

令和5年度については10月末までの実績

④ 日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具は、令和4年度以外、計画値よりも実績値が少なくなっています。

自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具は、すべての年度で計画値よりも実績値が少なくなっています。

在宅療養等支援用具は、令和3年度以外、計画値よりも実績値が多くなっています。

在宅生活動作補助用具（住宅改修費）は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	2	2	2	1	3	0
自立生活支援用具	件	2	2	2	0	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	1	1	5	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	1	1	0
排せつ管理支援用具	件	450	464	480	88	342	220
在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	2	2	0	0	0

令和5年度については10月末までの実績

⑤ 移動支援事業

移動支援事業の利用者は、見込みを大きく上回っています。令和5年度以外は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が増加したと考えられます。他より利用しやすいサービスとなっており、余暇活動で利用する方も多く、今後も様々な場面での利用が考えられ、サービスが提供できる利用体制を維持していく必要があります。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	箇所	2	2	2	7	6	7
	人	4	4	4	16	19	20
	時間	323	342	363	572	764	270

令和5年度については10月末までの実績

⑥ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化業務は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	3	3	3	3	3	3
	人	350	343	336	129	120	120

令和5年度については10月末までの実績

⑦ 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、令和4年度に設置箇所が減っていますが、利用者数は、見込みを上回っています。放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあるため、併せて日中一時支援事業の利用者数も増加したと考えられます。今後もこの傾向は続くと考えられるため、サービスが提供できる利用体制を維持していく必要があります。

サービス名	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	箇所	8	8	8	8	7	8
	人	23	27	32	43	45	53

令和5年度については10月末までの実績

2 計画の成果目標・活動指標

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本町の実情に応じた目標値を設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末における地域生活に移行する人の数値目標として、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行すること、また施設入所者の5%以上の削減を基本とし、これまでの実績を踏まえて、地域生活移行者数の目標を1人の2.3%、施設入所者削減数の目標を6人の13.6%とします。

【国の基本指針】

<施設入所者の地域移行>

令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する。

<施設入所者数の削減>

令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

成 果 目 標

令和4年度末時点の入所者数・・・(A)	50人
令和8年度末の入所者数・・・(B)	44人
削減見込数 (A) - (B)・・・(C)	6人
【目標値】施設入所者削減率 (C) / (A)	12.0%
令和8年度末における入所者のうち地域生活移行者数・・・(D)	1人
【目標値】地域移行率 (D) / (A)	2.0%

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、担当者、家族等の関係者ごとの参加者人数、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数の見込みを設定します。

また、精神障がいがある方の障がい福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、令和8年度末までの見込み量を以下のとおり設定します。

活動指標			
	令和6年度 利用者数見込	令和7年度 利用者数見込	令和8年度 利用者数見込
精神障がい者の地域移行支援	1人/月	1人/月	1人/月
精神障がい者の地域定着支援	1人/月	1人/月	1人/月
精神障がい者の共同生活援助	1人/月	1人/月	1人/月
精神障がい者の自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練) ※新規	1人/月	1人/月	1人/月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3)地域生活支援の充実

障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）強化に取り組みます。地域生活支援拠点については有明圏域 2 市 4 町で 1 箇所整備し運用を開始しています。また、強度行動障がいがある方に対する支援体制の整備にも努めます。

【国の基本指針】

＜地域生活支援拠点等の整備、地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置＞

令和 8 年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年 1 回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

＜強度行動障害を有する者への支援体制の整備 ※新規＞

令和 8 年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。

成 果 目 標

令和 8 年度末時点の地域生活拠点等の設置箇所 （圏域による設置）	1 箇所
令和 8 年度末時点のコーディネーターの配置	2 箇所
強度行動障害を有する者への支援体制の整備 ※新規	1 箇所

(4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率にかかる目標値等も設定します。

【国の基本指針】

＜就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）＞

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とする。

【国の基本指針】

<就労移行支援のみ>

就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。

<就労継続支援A型のみ>

就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。

<就労継続支援B型のみ>

就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。

<就労移行支援事業及び就労継続支援事業>

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ※新規

就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上とする。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

成 果 目 標

	令和3年度の福祉施設の利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行した者の数	令和8年度の福祉施設の利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行する者の数
① 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	0人	1人
② 就労移行支援のみ	0人	1人
③ 就労継続支援A型のみ	0人	1人
④ 就労継続支援B型のみ	0人	1人
⑤ 就労移行支援事業及び就労継続支援事業	0人	3人

※令和3年度の福祉施設の利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行した者の数が「0人」のため、福祉施設の利用者のうち①～④を通じて一般就労者の増加率の算出はできません。

	令和8年度目標
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上	0%
就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上	0%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	0.0%

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制整備等のため以下の取組みを進めます。

【国の基本指針】

＜児童発達支援センターの設置＞

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となり、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。

＜障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築＞

令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

＜主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保＞

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上確保する。

＜医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及び、医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置＞

令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

成 果 目 標

児童発達支援センターの設置（圏域による設置）	1箇所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（圏域による設置）	1箇所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保（圏域による設置）	2箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（圏域による設置）	3箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（圏域による設置）	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	1箇所

(6)相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、相談体制の確保等について目標値を設定します。

【国の基本指針】

<相談支援体制の確保>

令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。

<協議会の体制確保 ※新規>

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

成 果 目 標

相談支援体制の確保	圏域による設置
協議会の体制確保	圏域による設置

活 動 指 標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無 ※新規	無	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	11件	11件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	11件	11件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	25回	25回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 ※新規	0回	5回	5回

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 ※新規	0人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 ※新規	5回	5回	5回
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数 ※新規	132箇所	132箇所	132箇所
協議会の専門部会の設置数 ※新規	2箇所	2箇所	2箇所
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	9回	9回	9回

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、本町では、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを行います。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

成 果 目 標

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します

活 動 指 標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
(共有する体制が有の場合) それに基づく実施回数	1回	1回	1回

(8)発達障がいがある方等に対する支援

ペアレントトレーニング※13やペアレントプログラム※14等の見込みを設定します。

		活動指標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数	ペアレントプログラム	0回	0回	0回
	ペアレントトレーニング	6回	12回	12回
ペアレントメンター※15等を活用したピアサポート※16の活動の実施回数		10回	16回	16回

- ※13 ペアレントトレーニング：環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。
- ※14 ペアレントプログラム：子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラムです。
- ※15 ペアレントメンター：発達障害のある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となれる人です。
- ※16 ピアサポート：「ピア」（仲間）、「サポート」（援助）で、仲間同士の支え合いを表します。

4 計画の障がい福祉サービスの内容と見込み量

(1)障がい福祉サービス等の内容

①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

②日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいがある方を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいがある方・精神障がいがある方を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労選択支援（新規）	障がいがある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスで、障がいがある人の強みや課題、就労に必要な配慮について、障がいがある本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげるのが特徴です。

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では、企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいがある方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連携やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を実施します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合等に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

③居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいがある方や精神障がいがある方等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいがある方の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行うサービスです。
共同生活援助 （グループホーム）	就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がいがある方、精神障がいがある方に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

④相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がいがある方またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、サービスの利用意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画等を作成します。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいがある方または精神科病院に入院している精神障がいがある方を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいがある方や一人暮らしへと移行した障がいがある方等が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等対応に必要な便宜を供与します。

⑤障がい児支援

サービス名	内容
児童発達支援	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	幼稚園、大学を除く学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し障がい児の自立促進の支援を行います。
保育所等訪問支援	現在利用中又は利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるよう当該施設を訪問し支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。
障害児相談支援	通所サービスを利用する障がい児の障害児支援利用計画案作成及びサービス等の利用状況の検証や見直しを障害児相談支援事業者が行います。

(2)障がい福祉サービス等の実績と見込み量一覧

サービス種別	単位	実績値			見込み量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
訪問系	居宅介護	時間/月	366	272	420	500	500	500	
		人/月	25	23	20	23	23	23	
	重度訪問介護	時間/月	0	0	0	210	210	210	
		人/月	0	0	0	1	1	1	
	行動援護	時間/月	0	0	0	10	10	10	
		人/月	0	0	0	1	1	1	
	同行援護	時間/月	0	0	0	25	25	25	
		人/月	0	0	0	1	1	1	
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	
		人/月	0	0	0	0	0	0	
	日中活動系	生活介護	人日/月	841	790	834	1000	1100	1200
			人/月	44	47	41	50	55	60
自立訓練（機能訓練）		人日/月	0	0	0	23	23	23	
		人/月	0	0	0	1	1	1	
自立訓練（生活訓練）		人日/月	16	15	36	40	40	40	
		人/月	1	1	2	2	2	2	
就労選択支援（新規）		人/月				1	1	1	
就労移行支援		人日/月	14	33	45	60	60	60	
		人/月	3	4	3	6	6	6	
就労継続支援（A型）		人日/月	573	483	493	600	630	670	
		人/月	33	32	28	33	35	37	
就労継続支援（B型）		人日/月	415	341	435	450	450	450	
		人/月	27	21	22	25	25	25	
就労定着支援		人/月	2	1	0	3	3	3	
療養介護		人/月	5	5	5	5	5	5	
短期入所（福祉型）	人日/月	25	22	22	20	24	28		
	人/月	10	6	3	5	6	7		
短期入所（医療型）	人日/月	0	0	0	5	5	5		
	人/月	0	0	0	1	1	1		

令和5年度については10月末までの実績

サービス種別	単位	実績値			見込み量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居住系	自立生活援助	人/月	0	0	0	5	5	5
	共同生活援助 (グループホーム)	人/月	25	25	27	30	32	34
	共同生活援助利用者数の うち重度障害者(新規)	人/月				0	0	0
	施設入所支援	人/月	27	27	25	30	32	34
相談支援	計画相談支援	人/月	12	10	26	30	30	30
	地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1
障がい児支援	児童発達支援	人日/月	140	203	283	320	320	320
		人/月	26	32	34	40	40	40
	医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	6	6	6
		人/月	0	0	0	1	1	1
	放課後等デイサービス	人日/月	235	265	315	440	500	560
		人/月	27	29	29	45	50	55
	保育所等訪問支援	人日/月	0	1	0	2	2	2
		人/月	0	1	0	2	2	2
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	10	10	10
		人/月	0	0	0	2	2	2
障害児相談支援	人/月	6	9	10	15	18	20	
地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活拠点等が有する機能の充実にに向けた支援の実績を踏まえた検証及び検討の実施回数、コーディネーターの配置人数								
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	1	1	2	1	1	1	
検証及び検討の実施回数	回	1	1	3	2	2	2	
コーディネーターの配置人数(新規)	人				0	2	2	
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数								
コーディネーターの配置人数(新規)	人				2	2	2	

令和5年度については10月末までの実績

5 計画の地域生活支援事業の内容と見込み量

(1)地域生活支援事業の内容

①必須事業

○相談支援事業

障がいがある方等の福祉に関する様々な問題について専門的に相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がいがある方等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

有明圏域2市4町で連携して、下記の4箇所の事業所に委託して実施するとともに、これらの相談支援事業所と福祉課との連携強化に努めます。

■障害者相談支援事業実施事業所一覧(2市4町で委託)

施設名	主な対象	住所
相談支援センターいこいば	身体障がいがある方	玉名市中46
コミュニティーセンターりんくる	知的障がいがある方	玉名市岱明町野口字塚原666
荒尾市社会福祉事業団相談支援センター	知的障がいがある方	荒尾市増永2299-15
有明圏域指定相談事業所ふれあい	精神障がいがある方	玉名市小野尻5

○成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がいがある方が、障がい者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての補助を行います。

○意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいがある方等に、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

○日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、下表の日常生活用具の給付・貸与等を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。また、福祉課が窓口として対応しています。

■日常生活用具給付等事業の種類

種類		内容
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、障がい者（児）の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって利用者が使用でき実用性のあるもの。
住宅改修費助成事業		障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にするための小規模な住宅改修に対して費用の一部を助成します。

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいがある方等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

○地域活動支援センター

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実、強化します。地域活動支援センターにはⅠ～Ⅲ型の3種類が設定されています。

○理解促進・研修啓発事業

○自発的活動支援事業

○成年後見制度法人後見支援事業

○手話奉仕員養成研修事業

上記4事業については、今後その必要性について検討していきます。

②任意事業

○日中一時支援事業

日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がいがある方に対して、日中活動の場を提供することにより、障がいがある方の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。

○更生訓練費給付事業

身体障がいがある方の社会復帰の促進を図るため、身体障害者更生施設や身体障害者授産施設に入所している障がいがある方に対して、更生訓練費を支給する事業であり、今後も継続して実施していきます。

(2)地域生活支援事業の実績と見込み量一覧

区分	サービス名	単位	実績			見込み量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必須事業	相談支援事業							
	障害者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	0	0	0	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1
	意思疎通支援事業	人	0	0	0	1	1	1
	日常生活用具給付等事業							
	介護・訓練支援用具	件	1	3	0	3	3	3
	自立生活支援用具	件	0	1	1	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件	1	5	2	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	件	1	1	0	2	2	2
	排せつ管理支援用具	件	88	342	220	350	350	350
	在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	2	2	2
	移動支援事業	箇所	7	6	7	7	7	7
		人	16	19	20	22	24	26
		時間	572	764	270	330	360	390
	地域活動支援センター機能強化事業	箇所	3	3	3	3	3	3
		人	129	120	120	150	170	190
任意事業	日中一時支援事業	箇所	8	7	8	8	8	8
		人	43	45	53	60	70	80

令和5年度については10月末までの実績

6 サービスを円滑に実施するための方策

(1) 制度・サービスの周知

障がいがある方が「障害者総合支援法」に基づく福祉サービスを適切に利用することができるよう、法律やサービスの内容、利用手続き等について、広報やチラシ、パンフレットをはじめとした様々な媒体を活用して、わかりやすく、かつ障がいの種類に応じた適切な情報提供を図ります。

また、媒体だけでは情報が行き届かない人も多いため、相談窓口での説明・情報提供を徹底するほか、日常的に障がいがある方と接する機会の多いサービス事業者等と連携し、これらの関係機関・団体を通じた情報提供に努めます。

(2) 公正な認定区分の実施

介護給付等の支給決定に関する認定区分審査会において公正な審査が行われるよう、県等と連携して審査員の研修等を実施していきます。

(3) 関係機関等との連携

「障害者総合支援法」が目指す障がいがある方の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。

このため、有明圏域2市4町で運営している有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会を中心に、保健・福祉・医療はもとより、労働・教育等に関わる地域の関係機関・団体との連携を強化し、障がいがある方の地域生活移行や就労移行を支援していきます。

(4) サービス見込量の確保

サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。また、基幹相談支援センターの設置等、相談支援の強化を図り、利用者が必要とするサービスへとつなげられる体制づくりを検討していきます。

特に、共同生活援助（グループホーム）については、地域での居住の場として確保されるよう、サービス事業者や関係機関へ設置を働きかけます。

今後は障がいを持つ子どもに対する支援体制の強化を図る必要があることから、児童発達支援等のサービス量の確保に向けて、有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会内で協議を進めます。また、ホームヘルパーや施設職員等に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

第4章 計画推進に向けて

1 計画の進行管理

計画の進捗状況については、年度ごとに進捗状況を把握し、点検・評価していきます。

点検・評価の結果については、地域福祉計画等進行管理委員会による、計画の推進に対する意見等により適宜把握するとともに、計画の推進状況について情報公開等により町民へ発信できるよう努めます。

2 庁内の連携体制

計画の推進にあたっては、福祉分野の取組みに限らず、就労支援や地域生活への移行支援等の施策展開も必要であり、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅等多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

3 町民・関係団体等との協働

障がい者施策の推進にあたっては行政のみならず地域で活動する様々な団体・機関等との連携が不可欠です。このため、障がい者団体やボランティアをはじめ、企業・事業所やハローワーク等の就労に関わる団体・機関、病院や福祉施設、サービス事業者等の保健・医療・福祉に係る専門機関、また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域の福祉団体等の様々な関係機関・団体との連携・協働のもと推進します。

4 PDCAサイクルの導入

障がい福祉サービスや相談支援体制の基盤整備等、障がいがある方に関わる施策は、本町だけでなく広域的に取り組む必要がある内容も多いことから、国や県との連携はもとより、有明圏域2市4町で実施している有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会を中心に、定期的な事務レベルの会議、部会等の開催等連携を密にとりながら、計画を推進していきます。



第4次南関町障がい者(児)プラン

令和6年度～令和11年度

第7期南関町障がい福祉計画 第3期南関町障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月発行

発行 南関町 福祉課
〒861-0898
熊本県玉名郡南関町大字関町 64 番地
TEL (0968)- 57 - 8503
FAX (0968)- 53 - 2351
